

令和5年第2回定例会 12月定例会議

中之条町議会会議録

令和5年12月5日 再開

令和5年12月19日 閉会

中之条町議会

令和5年第2回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和5年12月5日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和5年12月5日 午前9時30分						
	散会	令和5年12月5日 午前10時42分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	13番 剣持 秀喜		14番 小栗 芳雄		1番 原沢 香司			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		町田 岳彦		書記		奥木 明彦	
	議事書記		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	小池 宏之
	副町長	篠原 良春	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	会計管理者	剣持 和美
	企画政策課長	山本 嘉光	企業課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	須崎 幸夫
	保健環境課長	倉林 敏明	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第 1 号

(1 2 月 5 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議)

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 審議期間の決定
- 第 3 議案第 1 号 令和 5 年度中之条町一般会計補正予算 (第 8 号)
議案第 2 号 令和 5 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 3 号 令和 5 年度中之条町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 4 号 令和 5 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 5 号 令和 5 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 6 号 令和 5 年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 7 号 令和 5 年度中之条町発電事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 8 号 令和 5 年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 9 号 令和 5 年度中之条町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 1 0 号 令和 5 年度中之条町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 1 1 号 令和 5 年度中之条町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 1 2 号 令和 5 年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議案第 1 3 号 中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第 1 4 号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 1 5 号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 1 6 号 中之条町印鑑条例の一部改正について
議案第 1 7 号 中之条町手数料条例の一部改正について
議案第 1 8 号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 1 9 号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 2 0 号 四万清流の湯設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 2 1 号 中之条町六合簡易水道事業の設置等に関する条例制定について
議案第 2 2 号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について
議案第 2 3 号 中之条町特別会計条例の一部改正について
議案第 2 4 号 中之条町高齢者センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 2 5 号 尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 2 6 号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部改正について

議案第27号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第5 議案第28号 六合診療所指定管理者の指定について

第6 議案第29号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について

第7 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第8 議案第31号 人権擁護委員の推薦について

第9 報告第1号 専決処分の報告について

第10 陳情第3号・第4号

○

◎ 再開

○議長（安原賢一）改めまして、おはようございます。

第2回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和5年第2回中之条町議会定例会12月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴者が身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内の会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣について、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

また、産業建設常任委員長より視察研修報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

次に、11月29日には、町村議会議長全国大会に出席してまいりました。大会では37件の議決と3件の特別決議を採択し、全国町村議会が一致結束して行動していくことが確認されました。

また、豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席し、大会では8件の決議を採択しました。

さて、今期定例会には補正予算や関連する条例など、重要案件が予定されています。慎重審議の上、適切な議決をお願いいたします。

この際、町長からご挨拶いただきます。

外丸町長、ご登壇願います。町長

○町長（外丸茂樹）みなさん、おはようございます。

一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、12月定例会議を開催させていただいたところ、議員の皆様におかれましてはご参集賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から中之条町の行政推進にあたりまして、大変なご指導とご協力をいただいておりますことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

今年は、既にインフルエンザによる学級閉鎖が実施されるなど、昨年以上に感染症のリスクが懸念されるところでございます。さらに度重なる物価の高騰は、皆様の日々の暮らしに大きく影響を及ぼしていることから、支援が必要であると考えております。

今年度事業では、11月には相互の産業文化祭で姉妹都市大網白里市との交流を深め、一昨日には大変お世話になりましたけれども、4年ぶりに第9回中之条まちなか5時間リレーマラソンを無事に開催できたところでございます。「まち5」に対しまして安原議長をはじめとする議員の皆様方にはご参加をいただきまして、大変ありがとうございました。

年末には例年どおり消防団による夜警戒を実施するなど、町民が健やかに安心して新年が迎えらるよう、町政運営をしまいたしますので、引き続きご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、今回上程させていただきますのは、一般会計等の補正予算関係12議案、条例の一部改正等の関連議案15議案、さらに指定管理者の指定や人事案件等4議案を加え、合計31議案と報告1件でございます。慎重審議を賜り、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和5年第2回中之条町議会定例会12月定例会議を再開します。

ただちに会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（安原賢一）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、13番、刃持秀喜さん、14番、小栗芳雄さん、1番、原沢香司さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（安原賢一）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり本日から12月19日までの15日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、12月定例会議の審議期間は、本日から12月19日までの15日間と決定しました。

○

- ◎ 議案第 1 号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第8号）
- ◎ 議案第 2 号 令和5年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 3 号 令和5年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 4 号 令和5年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 5 号 令和5年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 6 号 令和5年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 7 号 令和5年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 8 号 令和5年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 9 号 令和5年度中之条町上水道事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第10号 令和5年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第11号 令和5年度中之条町下水道事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第12号 令和5年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（安原賢一）日程第3、議案第1号から第12号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第1号から議案第12号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第8号）につきまして申し上げます。

今年もいよいよ12月となり、本年度当初予算のご議決をいただいてから7回の補正をお願いしておりますが、12月定例会議にあたりまして予算の補正をお願いいたします。

今回お願いをいたします補正予算の主な内容は、人事異動及び国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を受け、情勢適用の原則に基づく給与改定に伴う人件費の補正とともに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする2回目の水道基本料の免除を行うために必要とする費用、あわせて自家水道利用者に対しましても2回目の補助金を見込ませていただいております。

補正額は、歳入歳出それぞれ2億7,782万8,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ111億7,537万円にいたしたいというものでございます。

歳入につきましては、町債を減額させていただき、地方交付税、国・県支出金、寄附金、諸収入を増額させていただいております。

歳出でございますが、先ほど申し上げましたとおり、4月1日付の人事異動、また国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を受けて給与の改定に伴う補正額を見込ませていただいておりますが、こ

の人件費補正につきましては、後ほど補足の中で説明をさせていただきます。

それでは、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

2款総務費では、役場庁舎管理事業において、庁舎1階にプライバシー等に配慮した会議室を確保するための修繕工事に係る費用を、普通財産管理事業では、旧ゆずりは荘に係る産業廃棄物の収集運搬業務委託料等を計上させていただいております。

物価高騰対策、自家水道利用者支援補助金支給時業では、2回目となります自家水道利用者支援補助金を見込ませていただきました。

ふるさと納税事業では、ふるさと思いやり寄附金の増額に伴う返礼品やポータルサイト掲載料及び基金積立金等の増額を見込ませていただきました。

戸籍住民基本台帳事務におきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を財源とし、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る戸籍電算システム及び住基システムの改修費用を計上させていただいております。

3款民生費では、社会福祉事業において、障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託料と、昨年度の実績に基づく国・県補助金の返還金をお願いし、国民健康保険特別会計繰出金では、実績に基づく減額を、障害者自立支援給付事業及び障害児入所給付費等給付事業では、サービス利用者の増加に伴う国保連合会等審査支払手数料及び自立支援給付金をそれぞれ計上させていただきました。

ゆうあい荘事業特別会計繰出金におきましては、介護サービス収入及び自己負担金収入の減額分に充てるための繰出金の増額をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症対策、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業では、昨年度の実績に基づく返還金を計上させていただきました。

4款衛生費では、予防事業において、風しん抗体検査費用等の実績に基づく返還金を計上させていただきました。

簡易水道事業特別会計繰出金では、六合簡易水道事業において、物価高騰対応重点支援のため、水道基本料の免除等の繰出金を見込ませていただいております。

6款農林水産業費、1項農業費では、認定農業者確保対策事業において、農機具等購入補助金の申請が当初予定よりも多かったため増額を、農業振興における地域おこし協力隊活動事業では、応募者の減による減額、道の駅霊山たけやま運営事業では、物価高騰に伴う燃料費や賄材料費等の増額をお願いいたしました。

山の上庭園運営管理事業では、食堂の利用者増による賄材料費の増額を、ガーデンズ運営管理事業では、燃料費や電気料の増額をお願いし、トイレの改修工事及び下水道接続工事などを見込ませていただいております。

花のまちづくり推進事業における地域おこし協力隊活動事業では、新規隊員の採用中止に伴い減

額をお願いしております。

2項林業費、治山事務事業では、四万温泉新湯地区の土砂流出による緊急対応に伴う負担金の増額を、林道開設改良事業では、林業専用道押込線の工事単価及び実施工事量が増加したところによる県営林道負担金の増額をお願いいたしました。

7款商工費では、商工振興対策事業でチャレンジショップ出店支援事業補助金及び起業支援事業補助金の増額をお願いしております。

ふるさと交流センターつむじ運営管理事業では、仕入れに伴う費用や男子トイレ及び足湯運搬車両の修繕費の増額をお願いしております。

8款土木費では、町単独道路維持事業において、行政区からの要望等に対応する道路小規模修繕料の増額を、空家等対策事業では、改修に伴う補助金において、若年層や子育て加算が見込まれることから増額をお願いさせていただきました。

9款消防費、消防事務事業では、人事院勧告による消防職員の人件費増額に伴う、吾妻広域町村圏振興整備組合消防費負担金の増額をお願いしております。

12款諸支出金では、簡易水道事業補助金及び上水道事業会計補助金として、それぞれ物価高騰対応重点支援対策補助金をお願いをいたしました。

以上が今回お願いいたします一般会計の補正の主な内容でございます。

続きまして、議案第2号 令和5年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、歳入歳出それぞれ1,041万4,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ18億5,341万4,000円といたしたいものでございます。

歳入では、1款国民健康保険税の増額を見込ませていただき、3款国庫支出金では、国保を支援するための出産育児一時金臨時補助金とマイナンバーに係る補助金を加え、4款県支出金では、特定健診に係わる事業費の確定見込み及び前年度事業の確定による精算金の増額を見込ませていただきました。

6款繰入金では、保険基盤安定負担金等の繰入額が確定したことから、減額をお願いするものがあります。

8款諸収入では、前年度の保険給付費等普通交付金の確定により、剰余金精算金の増額を見込ませていただきました。

歳出では、1款総務費において、令和6年1月から開始される産前産後期間の国民健康保険税免除措置に伴うシステムの改修費用を見込ませていただき、7款諸支出金につきましては、前年度2月診療分の精算による償還金を計上させていただいたものであります。

次に、議案第3号 令和5年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ3,878万1,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ20億6,215万1,000円といたしたいものでございます。

歳入では、1款保険料で、滞納繰越分普通徴収保険料の調定額が確定いたしましたので、減額をお願いするものであり、9款諸収入では、生活管理指導短期宿泊事業の利用者負担金の増額をお願いし、不足する財源につきましては繰越金を見込ませていただきました。

歳出では、2款保険給付費で、介護予防サービス計画給付費と、3款地域支援事業費の地域介護予防活動支援事業委託料の増額を実績見込みにより計上させていただき、5款諸支出金では、第1号被保険者保険料過年度返還金及び前年度国庫負担金等の返還金を見込ませていただきました。

議案第4号 令和5年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、歳入歳出それぞれ217万8,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ6,182万2,000円といたしたいものでございます。

補正の内容につきましては、職員の人事異動、給与改定に伴う減額でありまして、歳入は5款繰入金を減額させていただき、歳出は1款総務費の人件費の減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第5号 令和5年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、歳入歳出それぞれ186万4,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ6億5,013万6,000円といたしたいものでございます。

歳入では、コロナ禍の影響などによる利用者の減少に伴うサービス収入と自己負担金収入の減額と、不足する財源を補うために一般会計からの繰入金の増額をお願いし、令和4年12月に発生した新型コロナウイルス感染症クラスターの施設内の療養費用に対する県補助金の増額を見込ませていただきました。

歳出では、1款総務費、ゆうあい荘運営管理事業において、施設冷暖房用燃料費と電気料の増額をお願いし、保守点検において改善を指摘された自動ドア及び窓ガラスの修繕料を見込ませていただきました。

2款サービス事業費では、群馬リハビリテーション病院へ業務委託している人件費分を実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第6号 令和5年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、歳入歳出それぞれ127万5,000円を追加し、補正後の予算総額を6,227万5,000円といたしたいものでございます。

補正の主な内容につきましては、歳入では、物価高騰対策に伴う2款使用料の減額と、それに伴う3款一般会計繰入金の増額をお願いするものでございます。

歳出では、人件費と消費税の増額分及び物価高騰対策に伴う基本料の免除に向けたシステム改修費用を見込ませていただいております。

次に、議案第7号 令和5年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、歳入歳出それぞれ166万7,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ3億9,908万7,000円といたしたいものでございます。

歳入では、繰越金の増額をお願いし、歳出では、美野原小水力発電所の取水口にあります水位計の故障による修繕料の増額と職員手当等の制度改正に伴う増額をお願いするものでございます。

議案第8号 令和5年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、予算第3条で定めた収益的支出において、事業費を42万9,000円減額して、補正後の予算総額を1億212万円といたしたいものでございます。

補正の内容といたしましては、職員給与費において、職員の人事異動に伴う減額及び人事院勧告による増額、また令和6年度から教習料金の値上げに伴う駆け込み需要を見越して、時間外勤務手当及び会計年度任用職員の報酬の増額をお願いするもので、予算第5条で定めた職員給与費を42万9,000円減額するものとなっております。

議案第9号 令和5年度中之条町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、収益的収入における水道事業収益を40万円増額し、補正後の予算総額を2億5,874万円といたしたいものでございます。

内容につきましては、消火栓の移設工事費が増加したため、補填分として一般会計からの受託工事収益の増額をお願いしております。

次に、収益的支出につきましては、水道事業費用を98万9,000円増額し、補正後の予算総額を2億4,546万3,000円といたしたいものでございます。

また、予算第6条に定めた経費の金額におきまして、職員の人事異動や制度改正に伴う職員給与費を58万9,000円増額し、3,314万9,000円とさせていただきます。

議案第10号 令和5年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、収益的収入における水道事業収益を40万円減額し、補正後の予算総額を1億3,425万円といたしたいものでございます。

内容につきましては、消火栓の移設予定箇所が減少したため、補填分としての一般会計からの受託工事収益を減額させていただくものであります。

次に、収益的支出における水道事業費用を5,000円減額し、補正後の予算総額を1億3,351万

9,000円といたしたいものでございます。

また、予算第7条に定めた経費の金額において、職員の人事異動や制度改正に伴う職員給与費を39万5,000円増額し、2,210万3,000円とさせていただきます。

議案第11号 令和5年度中之条町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、収益的支出における公共下水道事業費用を1万7,000円増額し、補正後の予算総額を4億6,892万8,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、1目管渠費の施設修繕費の増加により、同額を2目処理場費から組替えをお願いするものでございます。

また、予算第8条に定めた経費の金額において、職員手当の制度改正に伴う職員給与費を1万7,000円増額し、965万2,000円といたしたいものであります。

議案第12号 令和5年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、収益的支出における農業集落排水事業費用を16万4,000円増額し、補正後の予算総額を2億4,077万6,000円といたしたいもので、予算第8条に定めた経費の金額におきまして、職員手当の制度改正に伴う職員給与費を16万4,000円増額し、616万3,000円とさせていただきます。

以上が今回お願いいたします補正予算の主な内容であります。いずれも今年度実行していかねばならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議をいただきたくお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

議案第1号 総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足説明を終わります。

日程第3として、ただいま審議中の議案第1号から第12号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

- ◎ 議案第13号 中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ◎ 議案第14号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第15号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第16号 中之条町印鑑条例の一部改正について

- ◎ 議案第17号 中之条町手数料条例の一部改正について
- ◎ 議案第18号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第19号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
- ◎ 議案第20号 四万清流の湯設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第21号 中之条町六合簡易水道事業の設置等に関する条例制定について
- ◎ 議案第22号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- ◎ 議案第23号 中之条町特別会計条例の一部改正について
- ◎ 議案第24号 中之条町高齢者センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第25号 尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第26号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第27号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第4、議案第13号から第27号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第13号から議案第27号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号 中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして説明をさせていただきます。

人事院は、本年8月7日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告を、また群馬県人事委員会は10月10日に県知事及び県議会議長に対し、県職員の給与等に関し勧告が行われております。

勧告内容は、令和5年度における月例給につきまして、群馬県において民間給与と0.80%の格差があり、これを埋めるため、給料表において若年層の給料月額を引き上げる改定となっております。また、一時金につきましても民間における年間支給割合との均衡を図るため、国・県ともに期末手当及び勤勉手当をともに0.05か月引き上げるものでございます。

町といたしましても、給与制度は国の制度を基本としつつ、給与水準は地域給与を重視することや情勢適応の原則の観点から、県の勧告を尊重し、同様の措置を取らせていただくため、中之条町職員の給与に関する条例、中之条町一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきまして、期末手当及び勤勉手当等の支給をそれぞれ引き上げたいというものであります。

実施につきましては、令和5年度における月例給等の改正は令和5年4月1日から、期末、勤勉

手当等の改正は令和5年12月1日に遡って適用させていただき、令和6年度以降の改正は令和6年4月1日からの施行をお願いしたいというものでございます。

続きまして、議案第14号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

改正の内容は、先ほどの議案第13号 職員の給与に関する条例等の一部改正でも申し上げましたが、本年度の人事院勧告及び県人事委員会勧告を尊重した中で、町の特別職にあっても期末手当の年間支給月数を0.1月引き上げるというものでありまして、実施時期につきましても職員と同様の施行期日といたしたいものでございます。

次に、議案第15号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

会計年度任用職員の給与は、一般職の常勤職員と同様に地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の考えに基づくとともに、常勤職員との均衡等を踏まえて決定しております。一般職の常勤職員に適用される給料表の改定に伴い、会計年度任用職員に適用される規定の改定等を行うものであります。また、令和6年4月1日から職員同様に勤勉手当も支給したいことから、支給月数や期間率、成績率等の規定を追加させていただくものでございます。

次に、議案第16号 中之条町印鑑条例の一部改正につきまして提案理由を申し上げます。

今回の中之条町印鑑条例の一部改正につきましては、現在印鑑証明のコンビニ交付につきまして、マイナンバーカードを利用して行っておりますが、今後予定されておりますスマートフォン用電子証明書を搭載したスマートフォンを利用して、印鑑証明交付の手続が可能となるよう、スマートフォンを利用した申請交付に関する規定を加えたものでございます。

次に、議案第17号 中之条町手数料条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

今回の手数料条例の一部改正につきましては、戸籍法の改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことから、対応方針に沿った見直しと改正を行いたいものでございます。

改正の内容は、戸籍謄本等の広域交付及び戸籍等電子証明書提供用識別符合の発行等に対応するための改正をお願いするものでございます。令和6年3月1日から施行といたしたいものでございます。

続きまして、議案第18号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、国において放課後児童健全育成事業実施要領が定められたことに伴い、所要の改正を行いたいものでございます。

改正の内容は、現在学童保育所等の支援員は都道府県知事等の実施する認定資格研修を修了した者である必要がありますが、条例を改正することで、職員の研修計画を作成した上で、2年以内に

研修を修了することを予定としている者も支援員とみなすことができるようになるため、今後支援員の確保がしやすくなるというものでございます。

議案第19号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するため、健康保険法の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布されたことに伴いまして、国民健康保険税につきまして、産前産後に係る保険税を減額する制度が創設されたため、中之条町国民健康保険税条例の一部を改正したいものでございます。

改正の内容は、出産予定者もしくは出産した被保険者について、出産前後の国民健康保険の所得割額及び均等割額を減額するよう所要の改定を行うものとなっております。これにより、出産予定日の前月から出産予定月の翌々月までの連続する4か月分が減額となります。また、双子等の多胎妊娠であれば、出産予定月の3か月前に期間が延長され、連続する6か月分が減額となります。なお、本条例は、令和6年1月1日を施行日としたいことから、本年度につきましては産前産後期間のうち令和6年1月以降について減額対象になりますので、出産予定月が令和5年11月以降の方が対象となるものでございます。

続きまして、議案第20号 四万清流の湯設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

四万清流の湯につきましては、直近10年間の年間入館者数を見ますと、令和元年の7万2,000人をピークに、コロナの影響等を受け5万人台と減少傾向にあります。また、燃料費等エネルギー資源の高騰により、収入と支出のバランスの悪い状態が続いており、入館料と委託費の比較による純利益では、数年にわたり100万円から500万円を超えるマイナスが生じている状況にあります。平成8年のオープン以来、大規模な修繕は行っていないため、施設の老朽化も進んでおり、今後計画的な改修事業も必要な状態となっております。このような状況の中、コロナ禍での営業時間の短縮や残業の縮減等、効率的な運営に努めてまいりましたが、先ほど申し上げましたとおり、燃料費等のエネルギー資源高騰の改善が見込めず、収支バランスを考えると従来の入館料金を維持することが困難な経営状態となっており、健全な運営を確保していくため、令和6年4月1日より入館料の値上げ改定をお願いしたいものでございます。なお、町民の入館料につきましては据置きとさせていただきます。

また、施設管理の委託につきましては一部委託であるため、実態に合わせ削除をお願いするものであります。

以上、提案理由でございますが、単に値上げするだけではなく、温泉地の観光施設としてのサービス低下はさせることなく、観光振興に努めてまいります。なお、本料金改定案等につきましては、11月24日に開催をされました四万清流の湯運営協議会においてご審議をいただき、ご承認

をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第21号 中之条町六合簡易水道事業の設置等に関する条例制定につきまして説明を申し上げます。

簡易水道事業につきましては、平成31年1月の総務大臣通知等により、令和5年度末までに公営企業会計の適用化への取組を進めるよう通達されており、令和6年4月1日から六合地区における簡易水道事業特別会計を公営企業会計へ移行したいことから、新たに中之条町六合水道事業の設置等に関する条例を制定いたしたいものでございます。

続きまして、議案第22号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について説明を申し上げます。

六合簡易水道事業におきまして、令和6年度から公営企業会計の適用に合わせ、給水区域の実情により、現在未使用であります湯久保第二小水道を削除いたしたいものとなっております。

議案第23号 中之条町特別会計条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

令和6年4月1日から六合簡易水道事業会計を公営企業会計へ移行したいことから、簡易水道事業特別会計を削除したいものでございます。

続きまして、議案第24号 中之条町高齢者センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして申し上げます。

中之条町高齢者センターは、道の駅六合内の応徳温泉くつろぎの湯として日帰り温泉を行っており、地域住民の方や観光客等の癒しの湯としてご利用をいただいておりますが、維持管理費の高騰や町内のほかの施設との利用料の整合を図りたいことから、令和6年4月1日より料金の改定をお願いしたいものでございます。

次に、議案第25号 尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げます。

尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例につきましては、9月の定例会議におきまして新たに条例を制定させていただき、利用料を規則で定めておりましたが、条例において規定し、くつろぎの湯と同様に令和6年4月1日より料金の改定をお願いしたいことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第26号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、上位法令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行され、これに沿った見直しと改正を行いたいものでございます。

主な改正点といたしましては、こども家庭庁が創設されたことに伴い、制度の管轄が厚生労働省から内閣府に移管されたことから、上位法令において文言の変更や項ずれなどの改正が行われたた

め、町条例におきましても改正を行う必要が生じたためでございます。なお、現在この条例の適用を受けて運営されている施設や事業はございません。

次に、議案第27号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、上位法令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、これに沿った見直しと改正を行うものでございます。

主な改正点といたしましては、議案第26号と同様に、こども家庭庁が創設をされ、制度の管轄が厚生労働省から内閣府に移管されたことに伴う文言の変更と削除であり、町条例につきましても一部改正を行いたいものでございます。なお、現在この条例の適用を受けて設置、運営されている事業等はございません。

ご審議をいただき、ご議決を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いいたします。

議案第13号、総務課長

（議案第13号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足の説明が終わりました。

日程第4とし、ただいま審議中の議案第13号から第27号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第28号 六合診療所指定管理者の指定について

○議長（安原賢一）日程第5、議案第28号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第28号 六合診療所指定管理者の指定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします六合診療所の指定管理者の指定でございますが、これまでの六合温泉医療センターから移転し、健康増進施設バード六合も廃止されたことから、令和5年9月1日より単独の診療所として運営を行っております。

指定管理につきましては、六合温泉医療センター開業以来、30年間継続して公益社団法人地域医療振興協会に管理運営をお願いしております。この六合診療所につきましては、本年度末で指定管理が満了となりますが、継続した医療サービスの確保やこれまでの管理運営実績等を踏まえ、中之条町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第3号の規定に基づく選定の特例により、東京都千代田区平河町2丁目6番3号の公益社団法人地域医療振興協会を令和6年4月1日から5か年を指定の期間として指定管理者に選定したいものでございます。

なお、六合診療所管理運営協議会におきまして、地域医療振興協会を指定管理者として継続的に運営していただくことにつきましては承認をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

日程第5とし、ただいま審議中の議案第28号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

◎ 議案第29号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について

○議長（安原賢一）日程第6、議案第29号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第29号 吾妻環境施設組合の規約変更につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回お願ひいたします吾妻環境施設組合規約の変更の内容でございますが、現在の吾妻環境施設組合規約の中、第3条本文中では、組合は、ごみ処理施設及びその付帯施設の設置に関する事務を共同処理するとなっておりますが、施設設置後の管理及び運営に関する事務に関する規定がないことから、管理及び運営を加え、設置後の事務につきましても郡内町村において共同処理するというものでございます。なお、今回の規約の改正につきまして、郡内の全ての構成町村において12月議会の中で改正の議案を上程することとなっております。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願ひます。

別段ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

この際、申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないもとの認め、採決に入ります。

議案第29号 吾妻環境施設組合規約の変更に関する協議について採決します。本案を原案のとおり

り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（安原賢一）日程第7、議案第30号を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由の説明を申し上げます。

現在中之条町固定資産評価審査委員会委員として、吉田茂治氏にご活躍をいただいておりますが、令和5年12月20日をもって任期満了となります。後任として、伊勢町在住の富沢喜詔氏を中之条町固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたくお願いするものであります。

富沢氏は、現在62歳で、一般財団法人群馬県商工会議所連合会事務局長として勤務をされております。群馬県職員として昭和59年4月入庁以来、都市計画課次長、吾妻農業事務所農業振興課長、吾妻行政県税事務所長等の要職を歴任をされ、令和2年度末に退職されるまで税務分野のみならず幅広い分野において豊富な知識と経験を有しておられます。

選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は令和5年12月21日から3年間となります。ご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第31号 人権擁護委員の推薦について

○議長（安原賢一）日程第8、議案第31号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹） それでは、議案第31号 人権擁護委員の推薦につきまして提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、人権侵害に関する事件や問題が年々増加する中、人権擁護委員設置の目的である国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、日々町民からの人権に関する相談をはじめ、人権尊重意識を育てる活動を実践していただいております。

現在中之条町では7名の人権擁護委員さんにご活躍いただいておりますが、そのうち3名の委員が令和6年6月30日に任期満了となります。3名のうち退任の申出がある富沢易和委員の後任として宮崎伸弘氏を、また篠原守氏を再任として、2名につきまして推薦させていただきたいものでございます。いずれも高い識見と人望を有する方であり、人権擁護委員として適任であると考えております。

任期につきましては、法務大臣が委嘱する日から3年間となります。ご審議をいただきご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一） 異議なしと認め、採決に入ります。

議案第31号 人権擁護委員の推薦について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 報告第 1号 専決処分の報告について

○議長（安原賢一） 日程第9、報告第1号を議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（外丸茂樹） 報告第1号 専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算（第7号）につきましては、議会の議決により指定された事項につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、11月30日に専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、歳入歳出それぞれ1億2,810万1,000円を追加し、補正後の予算

総額を108億9,754万2,000円としたいものでございます。

補正の内容ですが、報道等もされておりますとおり、国において所得税と住民税が非課税の低所得世帯に給付金を支給するとした内容が盛り込まれた2023年度補正予算の成立に伴い、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援、低所得世帯支援給付金給付事業において、7万円の追加支援に係る費用を見込ませていただいたものでございます。国の補正予算成立後、直ちに着手したいことから、地方自治法第180条の規定に基づく、応急に必要となる事項に関する歳入歳出予算の補正により専決処分をさせていただきました。

以上を申し上げまして報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長（安原賢一）報告が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、報告を終わります。

○

◎ 陳情第3号・第4号

○議長（安原賢一）日程第10、陳情第3号・第4号について議題とします。

陳情文書表を朗読させます。局長

（陳情文書表について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり、陳情第3号を文教民生常任委員会に、陳情第4号を産業建設常任委員会に付託します。

○

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

2日目の7日は午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（散会 午前10時42分）

招集年月日 (会議)	令和5年12月7日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和5年12月7日 午前9時30分						
	散会	令和5年12月7日 午後3時21分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならびに 欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
8番	大場 壯次	〃	〃					
会議録署名議員	13番 剣持 秀喜		14番 小栗 芳雄		1番 原沢 香司			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		町田 岳彦		書記		奥木 明彦	
	議事書記		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	小池 宏之
	副町長	篠原 良春	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	会計管理者	劔持 和美
	企画政策課長	山本 嘉光	企業課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	須崎 幸夫
	保健環境課長	倉林 敏明	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(1 2 月 7 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議)

第 1 一般質問

○ 開 議

○議長（安原賢一） みなさん、おはようございます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○ 一般質問

○議長（安原賢一） 日程第1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第6条に規定する本会議における質問質疑は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間で60分以内でお願いいたします。

最初のベルが残り10分、2回目が残る5分、3回目が残る1分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第2項目目以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第6条第2項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て、論点、または争点を明確にするために、反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いいたします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、関常明さんの質問を許可します。関常明さん、ご登壇願います。10番、関さん

○10番（関 常明） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、大きく分けて3点について質問をさせていただきたいというふうに思います。3つ通告をさせていただいたのですが、バイオマスボイラーに関しては稼働を始める、あるいは稼働を準備しているということなので、確認という意味で、これ最後に回ささせていただいて、そういうことでやらせていただきたいというふうに思います。

議員も集めて、業者の方も来ていただいて説明会をやったわけです、過日。そういうこともあったので、稼働時については議会、議員にも説明があってもいいのかなというふうに思いました。い

ずれにしても、町報も読ませていただいていますので、概要については理解をしていますので、さつきも言ったように最後に何点か確認をさせていきたいというふうに思います。

まず、町道整備についてということで、分かりやすいところからいききたいというふうに思うのですが、山林の整備なかなか進まない、個人でお持ちなのですが、そういう時代になっています。高齢化ということもあろうし、なかなか山に目が向かないということもあって、自分の土地ですので、当然管理は自分ということになるのですが、そのへんの管理不十分によって町道が支障が出てくるというようなところも聞いています。町道の敷地なのか、それとも民地なのかというのなかなか地図等を見させていただくと、不明瞭な部分ちょっとあるのかなというふうに思っています。先日、春だったのですが、倒木があって屋根が支障してしまったというような箇所に行かせていただいて、ちょっと話を聞いたらたまたまそこ町道も走って、町有地もあるし、民地だしということで、なかなか境がどうなのだろうというようなことのお話でした。これから台風だとか、あるいは冬の嵐だとかということで、当然木が倒れるというようなことも出てくるというふうに思うので、そのへんをトータルで踏み込んで何とかならないかというようなこともちょっとみなさんの意見としてあるというふうに思っています。今、松が枯れて、それが倒れる時期なのかなというふうに、そういうプロの方ですが、お話もあります。そういうことなので、町としてもそのへんなかなか難しい問題なのですが、一步踏み込んで考えられないのかということで、基本的には町道に立木、あるいはそれに類するものがある支障が出てきたというようなことについて、今後町として基本的な考え方、どうに考えているかということをまずお話をいただければというふうに思います。

以上。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、関常明議員のご質問にお答えさせていただきます。

事前の通告では、第1項目がバイオマスボイラー関連の質問ということで承ってございましたけれども、議員のご都合上、最後の確認ということでございますので、2項目めの町道に関しての立木等のお尋ねに対してお答えをさせていただきます。

今お尋ねのように、町道あちこちで枯れ木が支障木となって、あるいは災害をもたらすというようなこともございますけれども、町道の支障木に対するご質問にお答えさせていただきますけれども、道路に悪影響を及ぼしかねない支障木や枝除去の対応につきましては、支障木の所有者の責務となりますので、町道敷の支障木等であれば、役場建設課で対応いたしますけれども、一方民地に存する支障木等であれば、その支障木の所有者に除去の対応をいただくことになっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）非常に分かりやすい答弁で全くそのとおりだというふうに思うのですが、最初にも言ったように、そのへん一步踏み込んでいかないと、いずれにしても倒れて、例えば台風で倒

れたということになると、やっぱり役場で出て行って処理をするというようなことになるというのは、これ目に見えている話ですから、そのへんのチェックも含めてできればなというふうに思っています。町長の答弁、そのとおりだというふうに思うのですが、サービスの一環ということになるかならないかということも含めて、ちょっと一考していただければなというふうに思います。

この間、そういうことでちょっと山道のほう走らせていただのですが、非常に危ない木もあるし、電線、電柱を支障している木、のきなみですね、端からそうなので、そのへんはちょっと自己責任という言葉はあまり好きではないのですが、自分の財産ですので、管理するのは当たり前なのですが、そのへんのところをちょっと方法があればというふうに思います。これはお願いなので、お願いをしておきたいというふうに思います。

それから、担当課でもいいのですが、枯れ木に対する補助制度があると、切る補助制度があるというような話も聞いていますので、そのへんの解説をちょっとしていただければというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）担当の建設課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（安原賢一）建設課長、お願いします。

○建設課長（本多宏幸）建設課長、本多でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

今年度、町道沿線危険支障木伐採補助金という補助金を、新たに創設をさせていただきました。こちらの補助金は、事業費の2分の1で上限10万円の補助金をお支払いするということでございます。なお、町道敷からおおむね10メートル以内の箇所です。太さが直径20センチ以上の枯れ木が対象となるということでございます。また、なおかつ枯れていて倒れそうであるとか、倒れたら通行に支障を来すというようなことが確認された場合に現地調査をさせていただいた結果、補助金を交付するというような形になっております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）そういうことで、周知もしていただいて、できるだけそういう箇所を事前に整理をしていくということになるのかなというふうに思っています。そういうことで、町道に関してということなので、これ国道、県道、あるいは町道も含めてですけれども、今線が消えている、いわゆるセンターラインも含めて、曲がる矢印の線だとかというのが消えているところが非常に多いのです。これ未確認情報なのですが、例えばセンターラインだとか、黄色い追い越し禁止のラインだとかというのが消えていると、それは警察のほうも取り締まれないのだそうです。それをちょっと確認をして自己責任で、そのへんはしていただきたいというふうに思うのですが、そういうことも含めて、いずれにしてもこれ安全問題ですので、このへんは前向きに取り組んでいただくというこ

とになろうかなというふうに思います。これも予算ということにたぶんなるのでしょうが、これはこれとして、町としてどう考えているのかというのをちょっと聞かせていただければというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）国県道につきましても、やはり管轄が国、県となりますけれども、町道の区画線、議員おっしゃるようにやはり消えている箇所もあろうかと思えます。白線の引き直し対応については、維持修繕、工事費の中で予算化を毎年計上させておまして、通学路や交通量の多い箇所などを優先して少しずつ対応させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）いずれにしても、事故に直結をする部分も当然あります。やっぱり、それは線がきちんと引いていないのというのは、運転の支障になるし、ある意味紛争のもとになるとか、いろいろ支障があるので、それは極力積極的に取り組んでいただくということだというふうに思います。これも予算ということになろうかというふうに思うので、これは最優先に予算化をしていただくということがいいのかなというふうに思います。町道に関してはそういうことで、よろしく願いをしたいというふうに思っています。

次に、通告、ちょっとあまりよく分からないという話になるのかなというふうに、書き方としてですけども、私のちょっと能力不足ということであるのですが、これからいろいろ町で細かい箇所も含めて住民サービスで交通対策をしているということなのですが、これをいずれにしても将来に向けて全体の見直し、再構築を検討してくる時期が来ているというふうに思っています。買物支援バスだとか、大きいところでは六合の野反湖に行っているバスだとかということ、トータルで考えて、もちろんスクールバスもそうだというふうに思います。

これ私どもの所管にまたがることもありますので、そうではなくて、その前段でトータルでやっぱり一番いい方法はどこなのだということで、交通弱者ということで、そのへんの再構築が必要というふうに思っています。

これから免許返納、いわゆる団塊の世代、私もその中にたぶん入るのでしょうが、その人だとか、あるいは2024問題ということで、ドライバーの問題、今高速道路に行くと、大型トラックが夜中ずっと止まっていますよね、パーキングに。それもそういうことの準備かなというふうに思っていますが、ドライバーも減ってくるということで、いずれにしても人口減少に対応する様々な課題があるというふうに考えています。そういうこともありますので、いずれこれはいい方法を探すということに、これからの問題としてなるというふうに思うのですが、非常に歯切れの悪い質問にたぶんなっているのかなというふうに思うのですが、現状でこれからニーズが高まるであろう小型車両、小型だけではないのですが、この現状をどういうふうに捉えているかというふうなことをちょっとお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）交通対策についてのお尋ねでございますので、質問項目ではニーズが高まるであろう小型車両のサービスの状況をどう捉えているかというご質問でございますけれども、小型車両のサービス、これに限らず、現状のサービス状況につきましてお答えをさせていただきます。

交通対策につきましては、大変悩ましい問題であり、なかなか特効薬のような解決方法も見当たらない状況でございますけれども、「あなたと共に創る希望の持てる町!」、この実現に向けまして、今年度より総合交通対策会議の前身といたしまして、町で実施しております各種移動事業につきまして、関係する各課を集めた庁内交通会議、これを立ち上げたところでございます。サービス状況につきましては、個々の事業実績により把握するところでございますけれども、効率的な運行や連携が必要だと感じております。それぞれの運行事業としての時間の経過もございしますが、ニーズ調査等の把握につきましては、情報が非常に少ないように感じておりますので、今後検討していかなければならない課題と認識をいたしております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）さっきの話とかぶってくるのですが、いずれにしても今から、これからの課題としてどう進めていくかという非常に大きな問題だというふうに思っています。いいふうに進んでいるところは、もうスマホだとか、そういうことを利用してデマンドバスの運行を結構きれいにやられているところもあります。たぶん想像でものを申しては問題があるのですが、どこかの町で各家庭にスマホというか、タブレットぐらい1台ぐらい配るよというふうな町もこれから出てくるというふうに思うのです。そういうことの活用も含めて、いずれにしても今後どう進めていくかということなのですが、先ほどお答えをいただいているのですが、過渡期だということもあるので、どう考えているかということをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今議員のタブレットを家庭に1台という、そういうところもあるようですけれども、中之条は6,000戸ございますので、なかなかそのへんは難しいかなと、問題と捉えておりますけれども、これから交通対策についてはやはりニーズが高まるであろうというふうに捉えていますし、高齢化社会ということで交通弱者、これが増えてくるというふうに捉えております。先ほどの答弁とかぶってしまうのですけれども、最終的には総合交通対策会議を設置をさせていただきまして、交通弱者対策を推進してまいりたい、このように考えております。本年度は、各課の事業における情報の共有化を図るため、庁内交通会議を開催しております。6月の定例会の時にも一般質問でお答えさせていただきましたけれども、町民の皆様や事業者及び関係省庁のご意見を伺い、総合的に検証を行い、より利用しやすい交通体系の推進を図ってまいりたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）まず、町民のみなさんがどういうこと希望しているのだ、何を考えているのだというリサーチ、調査が必要かなというふうに思っています。この種のサービスを利用したいというみなさん結構年齢的に高齢な方なのだというふうに思うのですが、それにもまして各個人のニーズがいろいろあるというふうに思うので、まず町民のみなさんが何を必要としているか調査がまず一番かなというふうに思っているのですが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員ご指摘のように、町民の方々何を求めているか、これがやはり大切なのかなと、こんなふうに思っておりますけれども、ニーズ調査等の情報が非常に少ないと思っております。市内の交通会議からも交通計画の策定が必要ではないかというような意見も出ております。

令和5年3月に群馬県交通まちづくり戦略が策定され、吾妻広域圏における公共交通の問題点や課題点等にも言及がございます。また、郡内の策定状況は令和4年度に東吾妻町及び中之条町、長野原町が策定済みでございます。当町におきましても、令和7年度の総合計画の見直しを予定しておりますので、併せまして地域公共交通計画の策定を念頭にニーズ調査や総合交通対策会議からの意見を取り入れた実効性のある計画を策定を目指したい、このように考えておりますので、大変難しい事案でもあろうかと思っておりますので、議員各位のご協力をこれからもよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）いずれにしても、町の中だけということではなくて、吾妻エリアの中でみんなで協力ができるような、最初はそのくらいの風呂敷を広げていいのかなというふうに思います。これそうは言っても言うだけでなかなか難しい問題だというふうに思うのですが、スクールバスに高校生が乗って駅に回るといような時代が来るかもしれません。これは、台数制限だとか、いろいろ限界も出てくるということもあるので、そのへんはあまり枠を考えずに大きい考えの中で進めていただければというふうに思います。例えば高山村も協力して新幹線に乗れるような話も、ちょっと今の時点ではもう無理だというふうに思うのですが、そういうことも含めて考えていただければなかなかいいものができるのではないかなというふうに思っていますので、そういうこともちょっと頭に入れながら考えていただければというふうに思っています。簡単な話ではないし、我々議会のほうもそのへんは議論を重ねながらいいものをつくっていくということに関しては、全員が賛成だというふうに思うので、そのへんもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

続けていきましょう。バイオマスボイラーについて、私のほうも稼働、これから寒くなるのにまだ稼働されないのかなというふうな、入り口として通告の段階ではちょっと情報がなかったものですから、そういうことで稼働していけば、特に問題はないというふうに考えています。それはそれで、今の環境問題も含めた方向性というのは非常に合っているというふうに思いますので、そういうことで復習も含めてちょっとお答えをいただければというふうに思うのですが、今までの経緯を

簡単にお話いただければというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）バイオマスボイラーのお尋ねでございますけれども、今までの経緯ということでありますけれども、町で導入いたしました3機のバイオマスボイラーから発生いたしました六価クロムの問題につきましては、既に再稼働に向けて区長会等への説明会を実施をさせていただきました、併せて今までの経過や現状も含めて町の広報12月号で町民の皆様に対しまして周知をさせていただきました。なお、六合地区におきましては、気候などの地域性を考慮いたしまして、毎戸に再稼働に係るチラシを配布させていただき、役場や保健センターのバイオマスボイラー再稼働よりも先行させて稼働させていただきました。したがって、四万清流の湯のバイオマスボイラー以外のものについては稼働をさせていただきました、役場、保健センターにつきましては、今月より再稼働を予定をさせていただいております。

経過や現況など、今後の対応につきましては、先ほど申し上げましたとおり12月の広報で周知をしたとおりでございますけれども、令和4年7月から、法律に規定する廃棄物の判断基準を超える六価クロムが検出されたことが判明したため、全ての施設で稼働を停止し、原因究明と対策を行ってまいりました。原因といたしましては、ボイラー本体に使用されているステンレス製の部品が高温になることで基準値を超える六価クロムが溶出したことが調査で判明しております。対策といたしましては、交換可能なステンレス製の部品をスチール製に交換することで、一時燃焼の数値は大幅に改善をされ、基準値を下回ったことが確認をできました。二次燃焼灰につきましては、一部に交換できない部品があるため、灰に還元剤となる砂糖水を混ぜることで基準値を大きく下回ることができました。詳しい測定結果につきましては、12月広報で掲載させていただいておりますので、ご確認をいただければと思います。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）そういうことで、町報も読ませていただいておりますので、特に問題ないというふうに思っています。六価クロムが検出された後すぐ、稼働停止しているということなので、そのことについては特に問題はなかったというふうに思うのですが、外に出た、要するに倉庫から外部に出たという問題はなかったというふうに思うのですが、そのへんは確認のために、要するに煙突から外へ出たという外へ出たですね。そのへんもし、問題ないというふうに理解をしているのですが、そのへんはオーケーだということでもいいわけですよ。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）稼働に伴っての今までの問題点も含めまして、少しちょっと丁寧に説明をさせていただきたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

このバイオマスボイラーでありますけれども、町の面積の多くを占める山林資源を有効に活用した取組、これでバイオマスボイラー導入や木材活用センター建設のとおり、前伊能町長の肝いりの

政策だったと私は思っております。町としても、多額の投資を行っておりまして、こうした投資が無駄にならないように私としても前町長の政策を踏襲してきた、こんなつもりでおります。バイオマスボイラーの導入後において、六価クロムの発生が確認されたため、前伊能町長としても発生原因の特定に尽力をされて、原因が特定された後は原因と考えられる部品にコーティングを施すなど、試行錯誤を繰り返しまして、数値の減少に努めてきたものと思っております。これは、伊能前町長も特定管理産業廃棄物による処理方法を選択せず、一般廃棄物として処理できるような対策に努めてこられたと認識をいたしております。他の自治体や民間企業の業者の考えに私が言及する立場ではございませんけれども、少なくとも中之条町の考えは公的機関でバイオマスボイラーを稼働させている以上、住民のみなさんの不安を払拭して事業を行っていくという方向性は、恐らく伊能前町長も変わりはないので、それを踏襲し、1年以上にわたり調査や対策に時間がかかってしまいましたけれども、ようやく改善が見られたことから、再稼働の判断をさせていただいたところでございます。

内容につきましては、昨年11月、私が町長に就任し、翌12月の定例議会及び7月の臨時議会において、業者より議員各位をはじめ関係者に対し、開催をさせていただきました説明会のとおりでございます。なお、再稼働を判断するまでには今年の3月に議会に対して経過説明をさせていただき、今年度8月には区長会連絡協議会の役員の皆様へ今後の再稼働に向けた説明会等についてご相談をさせていただきました。また、8月には六合地区の区長会の皆様方に説明会を実施し、10月には中之条区長会の皆様方に説明会を行い、さらに役場周辺の行政区の役員の方にも説明会を開催させていただきました。再稼働に至るまでの経過や現状につきまして、ご理解をいただけるよう説明をさせていただきました。

それから、外部に対しての問題はあったかというお尋ねでありますけれども、六価クロムが検出された以後、直ちに全てのバイオマスボイラーの稼働を停止しており、また有害大気汚染物質調査等も行った中でその調査結果によりますと外部への影響を示す数値は測定されていないものと認識をいたしております。しかしながら、幾ら数値が改善されたとしても周辺の住民のみなさんにおかれましては、まだまだ不安を抱えている方が多いと思いますので、チラシ等で周知を行っていただき、また今後も定期的に調査を行い、六価クロムの抑制に努めるとともに、町ホームページなどで測定値の公表を継続することで安心安全な木質バイオマスボイラーの管理運営を図ってまいりたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）中身については、承知をしているつもりです。推進をするということについても賛成であるし、むしろもっと早くできればよかったかなという立場で今回は質問をしたというふうに思っています。そういうことなので、町の本心にも合致をする中身だというふうに思うので、これからまたほかの部分で、四万診療所ですか、ということもできるだけ早く何とか稼働ができるよ

うにということをお願いをして私の質問は以上にします。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）関常明さんの質問が終わりました。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。5番、山田さん

○5番（山田みどり）それでは、通告に従いまして、12月一般質問を行います。私は、会計年度任用職員の処遇、公共交通について、有害鳥獣及び熊の出没の対策について、この3つで質問を進めてまいりたいと思います。

先日未来戦略ミーティングに議員も参加させていただきまして、町にとって何が必要か、また町の将来について様々な意見が出て、一生懸命に町の将来を考え、行政に参加してくれている若い方がこれほどいるのかということで、非常に感激いたしました。町づくりにとって重要なのは、本当に人だなというふうにつくづく実感したところであります。町を支える担い手を育てる環境づくりが必要であると考えます。職員の働きやすさ、スキルアップ、これが町の将来に大きく寄与し、住民の生活にも関わってくると思います。

そこで、4年前から導入された会計年度任用職員の処遇改善について質問します。役場庁舎だけではなく、様々な施設、保育所などで活躍をいただいている会計年度任用職員です。職員と同等の仕事をしていますし、町民から見れば正規も会計年度任用職員も町の職員ということで、一緒だと思えます。しかし、給与面において、また雇用の任期については限定的、不安定であり、昇級はあっても頭打ちです。聞こえてくるのは、処遇の悪さです。導入からこの4年、処遇改善というものはされてきたのでしょうか。ぜひお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山田みどり議員のご質問にお答えをさせていただきます。

会計年度職員の処遇というお尋ねでございますけれども、会計年度任用職員制度は平成29年に地方公務員法、地方自治法が改正をされ、会計年度任用職員制度という新たな公務員の類型が新設されたものでございます。背景には、公務における働き方改革、同一労働同一賃金の実現の一環で正規職員を中心像としてきた公務員制度と、公共サービス提供になくてはならない存在となってきた非正規職員の実態との解消を意図したものであると認識をいたしております。中之条町におきましても、関係条例等の整備を行い、令和2年4月より会計年度任用職員制度に移行し、4年目を迎えております。この間に町の各種事務事業や施設に関係し、多くのフルタイム、またはパートタイム会計年度任用職員の任用がなされており、公共サービスはもちろん、行政運営や町づくりにおいて会計年度任用職員の重要性、必要性は高く会計年度任用職員なくしては行政全体が成り立たないような状況でございます。特に保育所や観光施設等における必要性は高く、働きやすい環境づくりも含めて制度の動向や近隣町村の動向等も併せて処遇改善に努めております。町の方針として、制度の趣旨に鑑み、当時の臨時・嘱託職員の処遇については、制度移行に当たり、大きな不利益にならないように最大限の配慮をさせていただいたつもりでございます。賃金や報酬の面では、それぞれ

の自治体でなかなか比較しにくいところではありますけれども、昇級範囲や期末手当等の支給率も制度発足時から正規職員との均衡を図ってきているものと認識をいたしております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）今町長が説明いただいたように、会計年度任用職員の導入の際に均衡を図るよ
うにということで、努めていただいて導入をされたという経緯があると思うのですが、その
差がないようにといいながらも実態、会計年度任用職員さんの方からいろいろお話伺うと、本当に
暮らしていくのが大変だというような、非常に厳しい状況にあるということなのです。この会計年
度任用職員が導入された経緯というのも今ご説明いただきましたけれども、官製ワーキングプアと
いう言葉を聞いたことがありますでしょうか。住民サービスの今こういうふうにより多様化によって生
まれたのが公務員の非常勤化なのですけれども、公務員と同等に働きながらも手取りは200万円以下
と、とても経済的な自立が難しく、将来の展望は見いだせないような状況です。一人暮らしなんか
とてもできないというふうに会計年度任用職員の方からお話伺うと、そういう話も伺いますし、子
育てしていて将来的にこの子を大学に出すのは大変だなとか、そういう声も聞こえてきます。とに
かくこういう状況の中でやっぱり処遇を改善していくということは、みなさんの働き方を聞きなが
ら改善していくというのは、非常に大事なかなというふうには思っているのですが、今回議案
にも出ていますが、今回の人事院勧告に伴って給与改定が行われますけれども、職員については4
月からの遡及が適用されます。しかし、会計年度任用職員については来年の4月の適用というふう
になっているのです。総務省の通知では、職員に準じて支払うようにというふうには来ていますよ
ね、通達が。しかし、支給に伴ってこの総務省が交付税措置も行うということもその通知では来て
いるはずなのです。それなのにもかかわらず、4月遡及適用しないのはなぜなのか。それについて
質問をさせていただきます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）会計年度任用職員の処遇ということでありまして、会計年度任用職員の給
与改定に係る遡及適用につきましては、最低賃金の改正等あった場合の賃金の見直しなどを行って
おりますが、本定例会に提案している条例改正につきましては、遡及適用を見送らせていただい
ております。町では、今まで人事院勧告と併せて県の人事委員会の方針に基づく運用を図ってまい
りました。今回の改正につきましては、県でも遡及適用を行わないということから、それに合わせ
た運用とさせていただきます。ただし、今議員おっしゃるように今後遡及適用に関し、県や
近隣町村の動向は注視していきますし、必要性があれば見直し等も検討させていただきますので、
今後の課題として研究させていただきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）総務省からは、交付税措置も行って職員に準じて支払うように通達来ているのに、なのに県人勤のところで足並み合わせると、そういうふうに横並びで足並みそろえようと、そういうことなのですから、私やっぱり足並み横一線見るのではなくて、その前にいる会計年度任用職員さんしっかり見てほしいのです。こんな状況の中でも一生懸命やりがいをもって町を支えようと一生懸命働いてくださる人がいて、なのでぜひこのへんのところは、県内でも自治労連のほうでのアンケート調査によると半数ぐらいが会計年度任用職員については遡及するというアンケート調査も出ているので、そのへんのところはぜひ調査をしていただいて、遡及必要であれば、一生懸命働いているのだから、職員と同等に実施をしようと、そういう決断を是非していただきたいというふうに考えております。ぜひお願いしたいと思います。

これについて、労働組合の合意というのは得ているのでしょうか、今回のこの議案に対しての。8月にこの給与改定というのが、通達が来ていると思うのですけれども、労働組合のほうでの合意は得られているのでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）その点につきましては、総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀 浩）組合との合意ということでございますけれども、具体的に遡及対応ということではございませんけれども、組合のほうからも会計年度の処遇についての要望は毎年伺っております。その中で特に今回の遡及よりも、今回条例上程してございますけれども、来年度から勤勉手当という大きな制度改正が行われます。どちらかという、組合側もそちらのほうにつきまして、職員と同等な取扱をしてほしいというふうな要望は強かったものですから、今回条例案のとおり中之条町でもそのへんについては十分正規職員との均衡を図りながら町長答弁のとおり、対応してまいり、そんな所存でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）町と職員のみなさんというのは、労働契約を得て労働していただいているわけですから、しっかりこれ合意いただいて、要望はもちろん伺って、それに対して町が対応するというのはそうなのですから、しっかり合意していただいてやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。ぜひ遡及については、強く会計年度任用職員にも適用するように求めていると思いますけれども、こうしたこの今ずっと出ていますけれども、均衡を保つようにというふうに言っていますけれども、でも実際こういうふうに差がこれだけ出ていると。こういうことは、職員と会計年度任用職員の立場を分断するようなことにはならないかなというふうに考えます。ぜひこうしたことにならないように、町の働いている職員のみなさんの声を聞いて対応していただけるよう求めたいと思います。

そして、こうした状況で働いてくださる町の職員さん、優秀な本当に職員のみなさんですけれど

も、職員の中には専門性の高い業務についている職員も多くいると思うのですけれども、どのような業務にあたっているのか質問をします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）専門性の高い業務について職員はというお尋ねでありますけれども、行政運営の中において、会計年度任用職員の必要性につきましては、先ほどの答弁でさせていただいたとおりでございますけれども、ご指摘のとおり会計年度任用職員でも業務によっては有資格者でなくてはならないものや技術、経験などの専門性が求められる業務に従事する職員もおります。有資格者という点では、保育士、保健師、栄養士などが該当しますし、一般事務や労務職の中でも専門性のある業務がございます。こうした分野におきましては、正規職員で対応することが理想でありますけれども、財政、その他現実性を考慮すると課題も多く、非常に困難を要することであると考えております。一方である程度の処遇条件を確保できなければ会計年度任用職員を募集しても応募がなかったり、また離職につながったりする場合もございます。全てを一遍に解決するということは、非常に難しいことではありますけれども、少しずつ処遇が改善に向けて取り組みたいと、働きやすい環境づくりに努力していきたい、このように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）今挙げられたように保健師さんだとか、保育士さんとか、栄養士さん、資格を取るために専門的に学んで国家資格を取っていたりとか、取得された方ですけれども、こうした方がたとえ本人が希望した働き方だとはいえ、このような処遇でいいのかなというふうに思います。長年働いているのであれば、正規職員として働いてもらえないかと、業務によってはこの人に代わる職員はいないということで、正規職員で働いてもらうという機会もぜひ与えていただきたいなというふうに思うのですけれども、こういう人材を新たに採用するとなれば、とてつもなく大変なことです。今働く職員のみなさんの経験を伸ばしてスキルアップができるような取組、やりがいを持って働けるような取組が今必要ではないかなというふうに考えますけれども、スキルアップについての取組についてはどのように考えているか質問いたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）正規職員を増やし、業務に従事していただけることが理想ではありますけれども、人件費や定員管理など、なかなか現実的には難しいということをご理解をいただければと思います。町といたしましても、正規職員、会計年度任用職員を問わず、必要に応じて研修会への参加の機会など、スキルアップに向けた体制づくりは設けております。ただし、特にパートタイム会計年度任用職員については、経験やスキルを身につける前に短期間での離職等も一部で見受けられます。待遇面だけでなく、様々な要因があると考えられますので、現場職員とも連携し、改善に向けて取り組んでいければと考えておりますし、貴重な戦力として高いスキルを身につけていただけるよう努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）本当に貴重な戦力なのです。町を支えていただいている、その会計年度任用職員に本当はかなり町の職員の半数になるぐらい、190でしたっけ、職員、会計年度、すみません。数字がちょっとあれですけども、とにかく短期も含めてですけども、フルタイム含めて町を支えている職員ですので、ぜひそういった方々がやる気を持って業務に当たれるようにぜひ改善していただきたいというふうに思うのです。これまでの政治が行ってきたというのは、人件費をコストと考えて、このコストを抑圧するというためにやってきました。それによって量産されたのは、非正規での働き方です。こうしたコストカット経済がもたらしたものは、賃金が上がらず、経済を停滞させ続けた成長しない日本です。人件費は、コストではないのです。人件費というのは、未来への投資だと思って正規職員、ぜひ増やしていただいて、支えていく人を増やしていくということが町の未来にとっては非常に必要ではないかというふうに思うのです。これから人口がどんどん減って行って、人が、やっぱり支えていく人ということがどんどん不足されていく中で人を育てていくということは、非常に大事なというふうに思っています。職員の能力は、スキルに合わせた業務で働くことが職員の働く意欲や能力をより伸ばすことになって、強いては住民サービスにも非常に大きく影響すると思います。本来持っている能力を生かせるような働き方に変えていくことが大切ではないでしょうか。正規職員や会計年度職員にかかわらず、どの職員もこの町で働いてくださっている職員、どの職員もこうした組織の中で頑張れば、そうやって一生懸命働いて町のために頑張ろうと、そういえば報われるような働き方、組織づくりをぜひ行っていただきたいということを求めて、次の質問に移りたいと思います。

公共交通について、質問をさせていただきます。同僚議員も先ほど質問をした内容ですけども、町の運行している公共交通、今どのような状況か、庁内の総合交通会議の中で挙げられている課題ということですけども、ちょっとかぶる部分もあるとは思っているので、課題などかぶるところは除いていただいてもかまわないのですけれども、ぜひお答えいただければと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほど副議長にも少し答弁をさせていただいたわけですが、公共交通の課題といたしまして、人口減少に伴う公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、昨今では運転手不足等の深刻化など、厳しい状況に直面をいたしているのではないかと考えております。また、高齢者の免許証返納も増加傾向にあります。返納後の移動手段の確保など、今まで経験したことがない対応を求められることも予想されているところでございます。まだまだたくさんの課題が山積しておるところでございますけれども、行政全般の経費の効率化、需要と供給のバランス、効率的な事業実施は公共交通を含めた今後の中之条町全体に及ぶ大きな課題であると認識しているところでございます。庁内交通会議につきましては、各事業の実情と課題について、苦情等の情報共有、新たな交通手段の検討、各事業における経費の洗い出し等を行い、担当課それぞれの立場か

ら公共交通への考え方を聴取したところでございます。一つの方向性として、計画策定の合議が職員側から提案として上がりました。これも一つの大きな成果とっております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）町長が今言ったように、過疎が進んで、高齢化に伴って公共交通の需要というのは非常に高まってくると思います。同僚議員も挙げていましたけれども、運転手の不足だったりだとか、そういうことで非常に課題は多いと思うのですけれども、それだけニーズが高まるということはきめ細やかな運用が求められると思うのですけれども、それについて町民のニーズに合わせたきめ細やかな運用についてはどのように考えているか、お願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町民の方のニーズに合わせたきめ細やかな運用が必要ではないかというお尋ねでございすけれども、議員のおっしゃるとおりニーズに合わせたきめ細やかな運用が理想でございすけれども、全てのニーズに対応することは現実的には不可能でございす。よって、より効率的で効果的な運用、これを皆様とともに考えてまいりたいと、このように思っております。先ほど関議員の質問にも回答させていただきましたけれども、地域公共交通計画の策定も念頭に課題解決に向けた実効性のある計画策定を目指したいと思っております。ニーズ調査につきましても、実施予定でございす。それぞれの地域性を考慮した交通体系の実現を図ってまいりたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）今公共交通については、厳しい状況にある中で自治体のみなさんは非常に知恵を出しながら事業者のみなさんと一緒になってこの交通を維持していく、交通弱者をなくしていくため、解消していくための取組として一生懸命頑張っているところなのですけれども、民間事業と一線画して自治体に取り組むべきは、公共交通はあくまで公共サービスという点を重視した取組にしなければならないというふうに考えます。そのためにも、もう法整備も含めて地域公共交通の実情に今本当に合っていないというのが、法がそういう状況にあると思います。国は、この地域交通に対しては地域に丸投げ状態で地域がそれぞれのニーズ、状況に合わせて対応していくというようなことで、それに合わせての法整備というのも進んでいないというのが現状なのだと思うのです。そういうことで、町が地域が独自で努力しながら対応しているというのが現状なので、町がサービスにおいてももちろん責任を持つ。その財源とか、保障については国が行うというのが理想的な形だと思うのです。だから、やっぱり国に対してこの実情に合った法整備を行うことを町長としてもぜひ求めていっていかねばいけなかなというふうに思うのですけれども、これについては実際会議の中でも事業者さんといろいろなお話をされていると思うのですが、町長のお考えとしては将来的なことを含めてどのように考えているかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今後の公共交通の維持の取組ということかなと思いますけれども、コミュニティバスやデマンド型の乗り合いタクシー、スクールバスの利用など、新たな仕組みづくりも有効でありますし、重要な運行体制の導入や最近ではライドシェアというような考え方も報道で見受けられます。いずれにいたしましても、町民のニーズにあったものであり、地域の暮らしや移動ニーズに応じた交通サービスの維持を重視して取り組みたいと、交通弱者対策を今後も強力に推進してまいりたいと考えております。議員の各位のご協力をお願いいたします。

参考までなのですが、中之条町では企画政策課で路線バス、あるいは医療機関等外出タクシー等の補助金事務、それから住民福祉課では福祉タクシー、買物支援バス、それから自動車教習所ではデマンドバスの運行、こども未来課ではスクールバス、六合振興課におきましては福祉タクシー、有償運送やまどり、こういったものを手がけております。今議員おっしゃるように、国等へもそういう働き方をしたほうがいいのではないかというお尋ねでありますけれども、いろいろな機関とも連携を取りながら、こういったものは全国的にやっぱり大きな問題であると考えておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）町で今行っている事業について、各課担当課がそれぞれ違うということで、もちろん目的が違うので、各課の担当がもちろん所管のところが違うというのはそうなのですが、それも総合的に見てどう効率的に運行ができるかとか、そういうことも将来的には考えていかなければいけないというふうに思います。空の状態でも走っている、運行しているともったいないなんていう声もありますので、効率的な運用の転換、ぜひ考えていただくということ、また先ほど来からも出ていますけれども、やっぱり町だけではなくて広域での対応も必要ですし、事業者さんとの連携もますます必要になってくるというふうに考えます。法整備も含めてこのへんのところは、いろいろな関係省庁とかにも働きかけを行っていただきながら、ぜひ維持管理できる交通対策をしていただきたいというふうに要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

有害鳥獣についてですけれども、かねてからこの有害鳥獣についての取組については、質問をさせていただいているところなのですが、今年顕著なのはクマの出没が非常に多く報告されているということです。被害状況など含めて出没について放送なんかも行っていますけれども、状況を教えていただければと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員お尋ねのように、何が要因なのかちょっと分かりませんが、気候だとか、いろいろなものがありますけれども、本当に全国的にクマの出没、あるいは人的被害等が報告をされておりますけれども、マスコミ、テレビなどでは本当にそういう状況が深刻な状況になっております。町においては、どういうことかというお尋ねでございますけれども、中之条町における

熊の状況につきましては、令和2年の9月には本町でもクマによる人的被害が発生をいたしました。今年度につきましては、幸いにも現在までクマによる人的被害は報告されておられません。本年度と過去3年間のクマの目撃につきまして比較してみますと、人的被害があったと申し上げた令和2年度は116件とその数が圧倒的に多くなっており、令和3年度につきましては47件、令和4年度が31件、本年度はここまで57件となっており、令和3年度、令和4年度から少し多くはなっておりますが、特別に多い状況ということではございません。また、目撃場所が人家に近く、人畜に被害を及ぼす可能性があるかと判断して罠の設置などの対応を取った件数について申し上げます。令和2年度が39件、令和3年度が45件、令和4年度が18件、今年度がここまで22件となっており、2年度、3年度の40件ほどと比べれば4年度、5年度では半数ほどとなっております。これらの状況から、ここ2年間は中之条町におけるクマの人家近くへの出没は落ち着いているように思われます。しかしながら、イノシシやニホンジカ用の罠にクマが誤ってかかってしまった際に捕獲した錯誤捕獲の頭数につきましては、目撃情報とは異なった状況が見られます。令和2年度につきましては101頭捕獲されており、やはり圧倒的に多くなっております。令和3年度は34頭、令和4年度が40頭、令和5年度が62頭となっており、今年度は令和3年度、4年度に比較してもおよそ1.5倍の数を捕獲しております。これは、先ほど述べました人家近くの目撃情報においては、例年と差異はほとんど見られませんけれども、今年度の人家近くの山林では多くのクマが活発に活動している様子がうかがわれます。これらのことから、錯誤捕獲は決して好ましいことではございませんけれども、中之条町の鳥獣被害対策実施隊のみなさんが町民の鳥獣からの被害を防ぐために継続的に有害鳥獣の生息域に多くの罠を仕掛けていることと、その罠を地道にしっかりと巡回してくださっていることが結果としてクマを人家から遠ざけているものと思われます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）本当に今年、それほど被害はなかったということですし、令和2年度の件数に比べればですけども、クマがかなり活発に動いているということは事実で、これ全国的な話というところで、ニュースなんかでもやっぱりクマの食料が減っていて、そういう人家に下りてきてしまっているということもありますし、温暖化によっての気候の変動によって、こういう作物の実りが違ってきたりだとか、あとは暖かいために冬眠しないとか、いろんな要因があると思うのです。それに対してやっぱり対応をきちんと調査していく、例年とはちょっといろいろなことが変わってきているのだなということで、ぜひ調査していただきたいと思いますというふうに思います。

クマの出没について、本当に丁寧に何度も何度も防災無線なんか、あとはメールでやっていたいるのですけれども、慣れてしまってちょっとまたかみたいな感じで、そういった感覚にもなっているのですけれども、でもうっかりして遭遇してしまえば本当に大変な、危険な状況ですので、注意喚起も含めて今後ぜひやっていただきたいのですけれども、今防災無線、メールなどでの対応

ということですが、町でそのほかに行っている対応についてはどのような対策をしているか質問をします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員おっしゃるように、今年今のところ人的被害がなかったからといって来年はどうなるかということは、本当に分かりませんし、人的被害があつてからでは遅いので、そのへんについては先ほどの答弁のようにしっかり調査をして今後とも追跡をしていきたいと、このように思っております。

今後町でどのような対策をとってお尋ねでございますけれども、町ではクマの目撃情報があつた際には、鳥獣被害対策実施隊のみなさんや警察に見回りをお願いしております。または、防災無線により周知するとともに、安心メールやLINEでも情報を提供しております。また、今年度につきましては、全国的に被害が発生するなど、クマへの関心が高まったことを受け、11月1日から5日までの5日間と11日、12日に防災無線及び安心メール、LINEを使ってクマに関する注意喚起を行いました。「クマに出会いにくくする方法」や「クマを寄せ付けない環境づくり」などについて積極的に情報を発信いたしました。これは、適切な時期に効果的に行われたからと、こんなように思っておりますけれども、今後も引き続き取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）注意喚起をぜひ継続的にやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと所管に入ってしまうので、質問はしませんけれども、今小学生なんかは熊鈴なんかつけて学校登下校している子が結構いるなど見受けられるのですけれども、そういう登下校の際にもちょっと不安だなどというふうにも感じるので、ぜひ学校のほうでの対応とかも含めて近隣でやっぱり散歩されている方とかもいらっしゃいますけれども、そういった方が本当被害に遭わないように注意喚起のほうはぜひ続けていっていただきたいなというふうに思います。これだけのクマの出没被害が全国的に頻発しているということから、環境省は「指定管理鳥獣」としてクマを追加することも検討しているという報道がありました。町内だけでは、対応難しいというふうに思いますので、広域での対策に加えて県や国にも支援を求めていく必要があるとも考えますけれども、今後の対応についてお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今後の対応についてというお尋ねでありますけれども、山田議員のおっしゃるとおり熊の被害が全国的に多発している中で特に被害が著しい東北、北海道の知事会は国に対してクマの生息調査や出没の抑制対策、捕獲に係る費用など、財政的、技術的な支援を要請をいたしました。現在は、イノシシとニホンジカが集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた「指定管理鳥獣」として指定をされており、捕獲等に対して交付金による財政支援が行わ

れていますが、クマはこれに指定されておられません。こうした状況を受け、国は「指定管理鳥獣」にクマを加えることの検討を始めることとしたようでございます。クマは、行動範囲が大変広いため、議員のおっしゃるとおり複数の市町村をまたいだ対応が必要であると思われまじけれども、今後の国、県の動向を見守り、適切に対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）こういった広域での対策をぜひ検討していただきたいというふうに思いますし、冬が明けて来シーズンになって状況もまたその次のシーズンからのクマの生息とか、行動範囲とかというのを調査して対応していく必要があるかなというふうに思います。町民生活に影響が出ないように町としての取組を継続すること、連携を深めることということが必要だと思いますし、また実施隊のみなさんが活躍されているということも非常に頼もしいのですけれども、なり手不足のこともあります。ぜひこの森を守ってもらう人をどんどん増やしていく、育成していくというふうなことでいえば、今年から開業した木材活用センターで森の学校がありますけれども、森の学校の中でも森の鳥獣、こういったいろんな生き物がいて生息していると、そういった関わり合いの中からもいろいろなことを学ぶ、森をどうやって維持していくか、その里山と山との人間との境をどういうふうにつくって、そういった境界線をつくってちゃんと森を守っていくかということ、里山を守っていくかということ、そういったことの学びなんかもこういった森の学校なんかで取り入れていただきながら学ぶ機会をつくって森をしっかりと管理するような人材、森人を育成するような事業展開もぜひやっていただければということも要望いたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は、55分でお願いします。10時55分。

（休憩 自午前10時42分 至午前10時55分）

○議長（安原賢一）再開します。

次に、山本修さんの質問を許可します。山本修さん、ご登壇願います。3番、山本さん

○3番（山本 修）みなさん、おはようございます。議長によりお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。私の一般質問は、野反湖の生物多様性の保全についての1項であります。よろしく願いいたします。

さて、今年1年を振り返りますと、みなさんも実感されていると思いますが、とにかく暑かったという一言に尽きる1年でありました。新聞やテレビなどでは、猛暑が何日続いたかというニュースの話題で持ちきりであります。この夏の猛暑により、野菜や果物などの農産物や農作物は軒並み影響を受け、それはダイレクトに家庭を直撃しております。不作や凶作といった文字が紙面を飾り、困惑する生産者の悲痛な映像が印象に残っております。このような私たちの生活を脅かす異常気象、

そして自然界への変異はこれからも私たちの生活に暗い影を投げかけるものと考えております。これらの異常気象や自然の変異にも「生物多様性」が大きな関わり合いを持っていることを知っておいていただきたいと思います。

生物多様性とは、単に動物の種類が多いというだけではなく、複雑で多様な生態系を示す言葉なのです。生物多様性の保全は、地球環境の問題の重要な課題の一つでもあります。このまま多様性の減少を放置すれば、生態系の機能が著しく低下し、最終的には人類の存続に関わる多くの生態学者が警鐘を鳴らしている問題でもあります。

また、昨今SDGsという言葉が事あるごとに耳にいたします。日本語では、持続可能な開発目標と訳されます。この場では、このSDGsに関しての詳しい説明はいたしません、生物多様性は全てのSDGsゴールの根幹になっているとも言えるのです。そこで、1の野反湖の生物多様性の保全についてご質問をいたします。

生物多様性が叫ばれる今日、群馬県では既に「生物多様性ぐんま戦略」を策定し、「恵み豊かな自然を未来へつなぐ群馬県」と題し、「生物多様性を守り賢く生かす」というテーマの実現に向けて取組を進め、平成29年3月には冊子にまとめ、発行しております。中之条町は、固有種をはじめ多種多様な動物が広く群生する野反湖なども含む上信越高原国立公園を有することから、生物多様性に対する町の考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山本修議員のご質問にお答えをさせていただきます。

生物多様性とは、生物多様性基本法第2条において「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。」と提議されております。「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルの多様性があると言われております。この世の中には、生物の生き死にのほか、エネルギーや水、物質の循環が行われており、こうした自然界の動きを視野に入れた考え方が生物多様性であり、私たちの暮らしは生物多様性なしには成立をいたしません。群馬県が策定した「生物多様性ぐんま戦略」の中において、市町村が取り組むことは生物多様性地域戦略を策定し、地域の特性に合った政策展開を行いますと明記されており、今後関係部署との連携を強化をさせていただきます、推進してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。

町としては、「生物多様性ぐんま戦略」の市町村の取組、必要性を十分理解された上で今後関係部署との連携を強化し、推進してまいりたいという答弁をいただきました。中でも野反湖は、群馬県を代表する多種多様な動植物の生態系を観察できる貴重な場所でもあります。群馬県自然環境課の調査によりますと、野反湖には日本固有種と呼ばれるおよそ117種類が全て存在しているといえます。この美しい自然の景観は、生物多様性が織りなすものであります。生物多様性の損失は、町の

観光やPR活動においても無関係ではありません。それは、野反湖の貴重な自然環境から様々な恩恵を享受することで成り立っています。こうしたことから、最近では生物多様性を守ることが、その町や地域の利益にもつながるといった考え方が主流化しつつあります。生物多様性というキーワードは、ますます無視できないものとなっています。そこで、お聞きいたします。

その野反湖では、昨今心ない観光客による高山植物の盗掘や採取が横行している現状に自然保護指導員や野反湖を管理している施設関係者などは、頭を痛めております。生物多様性にとっても深刻な問題であると危惧する学識者が多くいることをお聞きします。その実情はどうかをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）野反湖における盗掘や採取の現状でありますけれども、自然公園指導員さんに確認をいたしましたところ、貴重な高山植物の盗掘や採取も確認されているようであります。野反湖には、300種類を超える高山植物が生息していると言われており、中には絶滅危惧種に指定されている高山植物もあります。人為的な盗掘等は、許せない行為ではありますが、環境省や県などと連携し、禁止看板の設置等、監視体制の強化を図ってまいりたいと考えております。よろしくお聞きいたします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。

自然公園指導員さんにより貴重な高山植物の盗掘や採取も確認されているという答弁でしたが、実際に盗掘被害に遭っているかどうかという高山植物をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）担当の六合振興課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）それでは、質問にお答えさせていただきます。

六合地区におります自然公園指導員さんに確認させていただいたところ、群馬県の植物版のレッドリスト660種類という絶滅危惧種がございます。野反湖には、約14種類の絶滅危惧種が確認されているそうです。その中には、群馬県でいいます、「ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの」、こちら群馬県評価絶滅危惧1のA類という区分になるそうなのですが、そちらはテバコワラビやエゾニワトコなどがございます。

また、野反湖の代表的な花でありますシラネアオイにつきましては、群馬県の準絶滅危惧種ということで、現時点での絶滅危険度は小さいのですが、生育条件の変化によっては絶滅危惧として上位カテゴリーに移行する要素を有するものに分類されているそうです。

現在盗掘等に遭っております植物につきましては、主にラン科のコケイランやオノエランなどが

ラン科の植物で、そのほかイワハゼなど、またシラネアオイ等の盗掘も確認されております。御存じのとおり、野反湖は駐車場から植物が簡単に見られるところであり、大変人気があるところでございますが、その分盗掘等も容易なような状況でございます。今後防止看板等を設置して対策を講じていければと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）詳しい説明、ありがとうございます。

群馬県の絶滅のおそれがある野生生物の一覧を掲載した植物レッドリストというのがあります。ラン科の植物は、あえて狙っているとしたら大変な問題だと思います。しかし、目の前で盗掘被害や採取が発生をしている状況があったとしても、なかなか注意する側は希少種や固有種、どれが絶滅危惧種なのかというのは分からない状況があります。植物に関する十分な知識があれば、注意することもできるのでしょうかけれども、現状は非常に厳しいということを地元の人及び管理する側の方は言われていました。以前は、駐車場の横に注意喚起の大きな看板があったと聞いています。先ほど町長の答弁と、あるいは所管の六合振興課の課長さんの答弁では、看板の設置や監視体制の強化を図っていただくという考え方でやっておりますという答弁がありました。そこで、早期の看板の設置と監視体制の強化を図っていただきたいと強く熱望いたします。

さらに、植物多様性を脅かすものに外来種の存在があります。繁殖力の強い外来種がはびこれば、固有種や希少種などは簡単に駆逐されてしまい、強い種だけが残るといった偏った植生が広がります。そうなれば、これまでバランスが取れていた美しい景観は、みるみる損なわれていくことは間違いないと想像できます。そこで、お聞きします。

外来種は、繁殖域を拡大させ、野反湖の固有種の繁殖エリアまで脅かされ、枯渇に追い込むなど、その勢いは生態系を脅かすほどの勢いがあり、自然保護指導員から駆逐依頼があると聞きますが、現実はどうなのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今の山本議員から、野反湖の禁止看板等のお話ございましたけれども、非常に憂慮すべきことだと思っておりますので、前向きに検討させていただきたいと思えます。

外来種の関係でありますけれども、外来種の繁殖域拡大による生態系の影響も心配されているところでもありますけれども、毎年自然公園指導員の協力をいただきまして、役場職員と合同でオオハングソウ等の外来種駆除作業、これを実施いたしております。繁殖の拡大を抑制しているところであり、今後も継続してこういった事業を実施していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）これからも駆除等の監視をよろしく願いいたしたいと思えます。

ここでオオハンゴンソウは、外来種指定リストに載っていて、生態系では一番被害を及ぼす植物とも言われております。既に野反湖の周辺にまで及んでいるというふうに関係者は焦りの色を隠せないような状況にあります。オオハンゴンソウ等の外来種の駆除の作業を実施しており、繁殖の拡大を抑制しているという答弁に今後も継続して実施をお願いするところであります。また、外来種の繁殖エリア実態調査の必要性もあると考えますが、ご検討をよろしくお願いいたします。

そして、ここに来て新たな脅威となっているのがシカの食害であります。近年全国的にもシカによる食害が問題になっています。かつては、野反湖周辺にはシカが上って来ていなかったと聞いております。そこで、お尋ねします。

シカによる食害の深刻化の一途をたどっていると聞きますが、被害調査の現状と今後の対策をお聞かせくださいませ。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）野反湖におきまして、シカの食害のお尋ねでございますけれども、5年ほど前からシカによる樹木の皮剥ぎやノゾリキスゲなどの高山植物も10種類以上の食害が確認をされているところでございます。野反湖は、周囲が広大なことから、防護柵等の設置は困難な状況であり、県林業試験場が定点カメラ6台を設置してシカの行動を監視しているところでございます。調査結果を共有していただき、今後さらに監視体制の強化を進めていきたいと考えております。

また、県の調査において、大平湿原においてもシカによるミズバショウの食害被害が確認されております。定点カメラによる行動監視と来年春から試験的にエリアを限定した保護柵を設置して保全対策を実施していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。

群馬県の自然観察指導員の中村一雄さんがいらっしゃるのですが、中村一雄さんが非常に地道な調査、努力をされていまして、野反湖周辺のシカの食害も確認したところ、およそ15種類の植物が食害にあっているということをお聞きしました。中には、シラネアオイはかなりの被害を受けておりまして、毎年減少の傾向にあります。また、ニッコウキスゲも食害が始まったと言っていらっしゃいました。早急の対策が必要だと中村さんは危機感を募らせております。なぜならば、15年ほど前に中村さんの知人である長野県の自然公園指導員の話では、ニッコウキスゲはもう野反湖でないと見る事ができないよ、長野ではシカがみんな食べて駄目になってしまったと話していたそうです。そして、早急の対策を考えないと来年はさらに倍食べる倍々ゲームで拡大していくというアドバイスをいただいたそうです。そこで、お聞きします。

去る6月29日の令和5年度野反自然休養林保護管理運営協議会の総会に出席した各委員からの報告の中に、現在の野反湖の問題提起に今後の野反の生物多様性の保全の大事さを痛感いたしました。委員の方々がそれぞれの立場で野反湖の現状を的確に把握し、それぞれ独自に地道な調査を続けて

いることがその報告によって明確に伝わってきました。各委員の方々の地道な努力とこの自然を守ろうとする意識の高さに感銘を受けるほど内容がしっかりしていたものであります。その地道な努力があったからこそ、植物学に関わる学者や専門家などは群馬県内でも野反湖は尾瀬に次ぐ、あるいは尾瀬と同等ぐらいの植物の宝庫だと評価するほどになっております。

野反湖の環境保全整備を進めながら、今後の取組としてまず野反湖の本格的な植物の植生調査を複数年計画で学識者や専門家を交えて実施し、調査データを将来にわたって記録しながら1冊の報告書にまとめる考えはいかがでしょうか。町の考えをお聞かせくださいませ。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）野反湖での本格的な植物の植生調査を複数年計画で実施し、調査データを報告書にまとめてはどうかというご質問でございます。今後の野反湖の保全活用のためには、大変意義あるものと思いますが、調査にはやはり専門的知識や労力が伴いますので、環境省や県等関係機関、地域の学識者と連携し、今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そして、山本議員さん、六合地域の出身ということでございますので、ぜひ野反湖に関するそういった有識者等の情報共有していただきまして、ぜひ町への提言をいただければと、このように考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。町長からのご意見を十分理解いたしまして、今後野反湖及び地域の発展のためにいろいろご意見をさせていただければと思います。

野反湖は、生物多様性を考える時期に来ているのは間違いないと考えております。未来につなげていくには、野反の植生調査や自然存続の研究を継続的に行っていくための独自の委員会を立ち上げ、調査していく必要があると再認識いたしております。

注意喚起の看板の設置とともに、野反湖の固有種や希少種、絶滅危惧種を含む野反湖全ての野生生物を網羅した誰でも手に取って分かりやすいガイド本の制作を念頭に置いた野反湖の植生調査委員会の設置を要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安原賢一）山本修さんの質問が終わりました。

次に、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さん、ご登壇願います。1番、原沢さん

○1番（原沢香司）今回の一般質問では、消防団、未来戦略ミーティング、学童保育、避難場所へのエアコン設置の4点について取り上げます。

9月議会でも熱中症被害を防止するための施策について取り上げましたが、猛暑、酷暑、線状降水帯など、異常気象が当たり前となっている気候条件の下、町民の健康と安全を守る施策は、急を要します。加えて、11月29日に発生した鹿児島県屋久島沖での米空軍C V-22オスプレイ

の墜落事故です。乗務していた8名全員の死亡が確認されました。大変痛ましく、ご冥福をお祈りいたします。

この中之条町にも近い榛東村の相馬原駐屯地でも、米軍と自衛隊による共同訓練が行われ、オスプレイも使用されています。自衛隊による訓練の是非について、今日この場で論じることがはしませんが、たびたび墜落事故を起こしている危険な飛行物であるオスプレイ、このオスプレイは開発段階から事故死者が65人となっており、その中に戦闘による死者は一人も含まれていません。全て墜落による事故死者です。2022年以降の2年間だけでも4機が墜落して、死亡人数は20人となっています。こういったオスプレイ、大変危険な飛行物体が中之条町での近隣でも飛んでいた事実があるわけです。飛行ルートによっては、中之条町に墜落することも十分にあり得る。この今回の屋久島沖での事故の原因究明をしっかりと分析するとともに、今後の自衛隊及び米軍によるオスプレイの運用にはしっかりと注意の目を向けていく必要があります。

2020年に相馬原駐屯地で行われた訓練では、事前にオスプレイの飛行ルートが明らかにされなかったという経緯があります。町民の安全を守るためには、今回の事故を他山の石としていくことが必要だと考えます。飛ばさなければ、事故は起こらないオスプレイの事例を挙げましたが、事前に備えることで防げる惨事もあれば、いつ何時どこで起こるか分からない災害もあります。

当町でも今年の夏は、大雨による道路への倒木、それに起因する停電が発生し、また砂防ダムを土砂が越えてくるなど、多くの災害発生しております。そして、気象条件の変動によりこういった災害は今後一層増えていくことが十分に予想されます。

こういった災害時には、地元の消防団組織の動きが欠かせないと思います。10月には、秋季定期点検が行われ、消防団のみなさんがしっかりと訓練を重ね、頑張っている様子を見せていただきました。また、消防団のみなさんが一生懸命団員の確保に向けて努力を重ねている様子も拝見しております。しかしながら、定員に対して団員数が少ない状況が常態化しています。最近の入団状況や団の年齢構成を見せていただきましたが、率直に申し上げて、これまでの消防団組織の形のままに今後も運営をしていくことは、厳しい状況にあると感じています。

ここで、消防団組織の今後の展望について伺います。団員のなり手不足が課題と考えますが、現在行っている対応策は何でしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢香司議員のご質問にお答えをさせていただきます。消防団組織の今後の展望ということだと思いますけれども、消防団員のなり手不足の問題につきましては、何年も前から新聞等でも大きく報道され、中之条町に限らず全国的な問題となっていることは承知しております。就労形態の変化、地域コミュニティの変化、若い世代の人口減少や消防団に対する意識の変化など、要因は様々だと考えられますが、地域防災という観点から言えば、大きな問題であることは間違いありません。議会におきましても、数年前から消防団のなり手不足について議論

をされてきております。国におきましても、深刻な問題と捉えており、消防団への加入の促進やPR活動に係る政策等への支援を実施しており、町でもこうした支援を活用し、昨年の出初式に併せて消防団員募集に向けたPR活動の一環といたしまして、町内において関係団体や学校などの協力をいただき、町中でのパレードを実施させていただきました。団員の処遇改善としては、令和4年4月より消防庁の「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められたことに伴い、報酬額の引き上げを実施いたしました。また、この基準に基づいた水火災に出動した際の出動報酬の見直しも行っております。しかしながら、報酬額の引き上げがイコール消防団員のなり手不足解消にすぐにつながらない厳しい状況もありますので、根本的な解決策には至っておらないのが現状でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）根本的ななり手不足の解決には、至っていないという答弁でした。

そもそも人口動態を見ても、若年層が減っていく中で若い人たちが消防団活動に加わってくれるそもそもの総対数が減ってくる中で新たに人を増やすというのは大変これやっぱ難しい、答弁にもございましたとおり報酬額を上げればすぐなり手が見つかる、そういう問題ではないと私も思っています。しかしながら、消防団の役割は本当にこれ重要でありまして、今後も地域にとって欠かすことが絶対にできない存在だと思います。

ここで次に伺います。今後どのような対策を行うことで消防団組織の存続を図っていく考えでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）消防・防災を担う上で、消防団はその中心的な組織の一つであることは間違いなく、地域を代表するボランティア団体でもあります。そういった意味でも組織の存続は不可欠である一方で、組織の存続は非常に難しい状況であると認識いたしております。第4分団及び第5分団においては、組織の再編により部の統合を行い、組織の存続に向けた取組により一時的な解決策には有効であるかもしれませんが、長期的なビジョンで見ると団員不足が常態化しており、依然として厳しいという印象がございます。団員確保に向け、各部で相当な努力をいただいていることは十分理解しておりますけれども、根本的な解決策が見いだせない状況であると考えております。中之条町に限らず、組織の存続に向け、多くの自治体が試行錯誤をしており、例えば消防団経験者やOBなどが所属分団等の要請に基づき、災害現場における消火活動等の支援活動を行う「機能別団員」や災害時に消防水利や避難誘導、交通整備などに従事してもらう「消防支援隊」が設置されております。入団条件や活動内容、報酬や人数は自治体により様々でございますけれども、こういったものを参考に中之条町でも消防団の本団の皆様を中心に現在協議を開始しており、こうした議論をしていく中で組織存続に向けた取組が図られることを期待しておりますし、町といたしましても情報収集等に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）消防団の組織の現状とこれからの対策について答弁いただきました。町としても、組織存続に向けて様々努力を重ねていらっしゃる、そういった様子も聞かせていただきました。ぜひあらゆる可能性を現場の方々、その意見をしっかりと聞きながら存続への道を探る研究を進めていただきたいと思います。

私は、この間、消防団員の方に様々お話を聞かせてもらいました。団員のみなさん一様に消防団活動の意義や役割の大切さについて語ってくださいます。自分が生まれた地域や今生活している地域に有事があれば、自分が動くことで地域を守りたい、本当にみなさん使命感や責任を強く持ってそう語ってくれます。一方で消防団活動を続けていくには、正直負担が大きい。何か有事が起これば、もちろん消防団員として積極的に駆けつけて対応したい。そのために必要な訓練は、もちろん欠かせない。しかし、町の主催する行事などで交通整理が目的で協力を要請されてしまう。行事は、土、日などが多いから、休みの日が消防団の活動に充てられてしまうことになる。これは、やはり負担が大きい。特に消防団員の中心をなす30代前後の方々は、職場でも働き盛りで職責を負い、家庭でもある方は子育てをしながら、またある方は親御さんの介護をしながら過ごしているわけです。もちろん土、日、休日も働いている方もいらっしゃいます。消防団活動の意義は認めるが、自分の時間がなくなってしまう、家族との時間が少なくなってしまった、自分の仕事に影響が出ってしまった、そういった理由で消防団を離団した方からもお話を伺いました。また、交通整理などを目的に団員の多くが任務に就いた際、火事などの有事が起きたら一体誰が駆け付けるのか。交通整理を放り出して駆け付けるわけにもいかない、そういった矛盾を感じるとの声もあります。

ここで伺います。交通整理などのために町の行う行事に消防団を活用することをやめて団員の負担を減らすべきと考えますが、町長の認識はいかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）火災など、有事の出動だけでなく、近年は異常気象、これを起因とした災害も多発しており、さらに高齢化に伴う行方不明者の搜索活動など、消防団員の活動も多岐にわたっております。また、地域への密着性の高い消防団では、防火水槽等の水利の管理や各世帯への火防回り、防火訓練など地域行事へ参加する機会も多数ございます。こうした多忙の活動の中でさらに町の行事への参加協力は、大変であることは十分理解しておりますし、感謝をいたしておるところでございます。他方で町でも行事内容によっては、警備など安全性の確保や緊急時の対応など、消防団の協力をいただかなければならない場合がございます。負担軽減という点では、「防災フェア」や「スパトレイル」など、イベントの開催を見直し、行事を精査する中で少しでも負担軽減が図れればと考えておりますので、消防団長等とも協議をしながら検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）町の行事への協力について、答弁をいただきました。

行事の精査ということでございますけれども、行事そのものを見直すことはもちろん必要です。それに加えて、例えば警備や交通整理であれば専門の業者もあるわけです。町が行う行事の予算を最低限に抑えるための努力は、もちろん必要です。しかし、予算を抑えるために町職員のみなさんやボランティア組織である消防団のみなさんに大きな負担が行っている、これは事実だと思います。警備や交通整理などは、行事やイベントを行う上では安全確保のための必要経費である、そういった前提に立って専門業者に依頼する予算を最初から計上して行事やイベントをつくっていく、そのことが町職員やボランティア団体のみなさんの負担軽減につながっていきます。ぜひ職員やボランティア団体のみなさんの協力ありきではなく、必要な経費をしっかりと計上してイベントなどの運営にあたっていただきたい、このことを強く求めたいと思います。

ほかにも話を聞く中で負担が大きいと言われているのが、これから始まる歳末夜警です。かつて火事の発生が歳末に多かったのかどうか分かりませんが、寒い中長時間にわたり拘束される夜警、仕事を持っている方は夜警に回ることによって逆に自分が交通事故を起こしてしまいそうだと話をしています。防災や防犯の意識を住民のみなさんに持ってもらうことも夜警の目的の一つだとは思いますが、今防災無線やメール、LINEなどを活用して防災意識の向上は十分にできるのではないのでしょうか。時代が変わる中で夜警の役割を点検していくことも必要だと考えます。

また、定期点検における実際の消防車や用具の使用訓練は、欠かせないと思います。しかし、点検の中では行進ですとか、実際に有事の際には利用されないラップなど、一部はセレモニーとして行われているものも多く見受けられます。このセレモニーに対して、点検前にはやはり土、日、夜間、こういう時間を利用して訓練を行わなくてはいけない、これも消防団員の大きな負担になっていると考えます。団員の負担を軽減するためにセレモニーと実務を分け、実質的な消防任務に重点を置く活動に推移すべきだと考えますが、町長の認識はいかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）セレモニーという言葉が適当かどうかは別といたしまして、「消防団秋季点検」や「出初式」などがこうした式典的なものに該当し、また先ほど答弁のとおり火災を含めた消防活動、あるいは今月末に実施される各詰所での歳末夜警なども実質的な消防任務に該当するかと思います。ご承知のとおり、消防団には長い歴史があり、培われた伝統のようなものが色濃く残っております。先ほどの実務活動として歳末夜警を例に挙げさせていただきましたが、実務活動としての歳末夜警であっても伝統的に郡や町から「激励」というある種セレモニー的なものが絡んでまいります。セレモニーと実務が長い伝統の中で切れなくなってきたという現実も多くの場面でございますが、団員の現場の声等もよく聞いた中で本団はもちろん関係者と今後も検討していきたいと考えております。

○議長（安原賢一）1番、原沢君

○1番（原沢香司）答弁いただきましたとおり、式典的なものとして歴史的に培われてきたものがある、そのとおりだと思います。先輩たちが積み上げてきた消防団の歴史ですから、簡単に不合理だから廃止というわけにはいかない、そのことも十分に理解ができます。しかしながら、繰り返しのようになりますが、人口動態を見てもこれから消防団員を増やすことは本当に難しい課題だと思います。また、消防団だけでなく、交通指導員さんや今日は中之条地区の区長会のみなさんが傍聴に来ていただいておりますけれども、行政区の役員さん、あらゆる組織がなり手不足の問題を抱えていると思います。それぞれが大変重要で欠かせない組織だと思います。だからこそ今その任に就いていただいているみなさんが少しでも活動しやすいように活動内容を見直していく、そのことが欠かせないと思います。現在活動しているみなさんがやりがいを持って活動できることが次の人たちにその役割をつないでいくことに直結すると思います。

ここから、具体的に提案を申し上げます。1つは、消防団だけでなく、あらゆる活動を男女共同参画の視点で考えることです。先ほども例に挙げた歳末の夜警や休日の訓練などは、子育てや介護をしながらでも活動できる実態になっているのでしょうか。土、日、休日や夜間も含めて多くの時間が取られてしまう。これでは特に子育て、そして介護などの主体を担うことが多い女性にはとても活動に加わってもらうことはできないと思います。男性が外で働き、女性が家庭のことを請け負うという家庭モデルはもはや前時代のものとなり、今や共働きで家事も育児も男女で共用することが常識となっています。そのような社会状況に合わせ、女性でも参加できる、女性でも参加しやすい活動になっているかどうか点検して、参加しやすい活動実態に変えていくことが結果、男性にも関わりやすい活動になる、そういうふうに思います。

6月定例会議の一般質問でも取り上げましたけれども、この男女共同参画の視点が本当に大事だと思います。町に関わる様々なボランティア団体はじめ多くの活動をされているみなさんいらっしゃいます。こういった活動を男女共同参画の視点で見つめ直す時期に来ている、そのことを訴えたいと思います。

もう1つが、地域で経済活動を行う企業などにも協力を得ることです。住んでいるのと同様に地域を共有しているのが地元の企業です。企業にとっても、火事などの有事があれば地域での経済活動が持続できなくなってしまいます。企業にも地域の有事があれば協力をしてもらい、火事を例に挙げれば、近くで出火したら速やかに消火活動にあたってもらいような協力をしてもらい、そういったことが欠かせないと思います。今後の消防活動の継続のためにも、地域の企業に協力を得られるような努力をお願い申し上げまして、消防団組織についての質問を終わります。

次に、未来戦略ミーティングの今後について伺います。先日議会としてもミーティングに参加をさせていただきました。委員のみなさんが非常に積極的にアイデアを出し、意見を述べ、中之条町の未来を自分事として考えている様子に大変感銘を受けました。町のあらゆる施策に対して提案も含め様々なアイデアが出されていました。今年度初めての事業ということで、まだ総括を行うには

早いかと思うのですけれども、現段階での考えとして次年度も事業を継続して実施する考えでしょうか。聞かせていただければと思います。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）未来戦略ミーティングにつきましては、私の公約である「共創の町づくり」、これを進めるための重要な事業でございます。今年度は、18歳以上50歳未満の町民の方の公募による23名の委員と役場の若手職員10名の委員によって10回のミーティングを開催する予定でございます。町政のかじ取り役として共に創る第一歩として、これからの中之条町を支える若い世代から町の未来づくりのアイデアや提案をいただいております。今回活発なミーティングが行われているようでございまして、この事業を実施して大変よかったなど、このように考えております。10月に第6回ミーティングでは、議員の皆様方にもミーティングに参加をさせていただいたところでございますけれども、さてご質問いただきました継続についてでございますが、公募方法や内容等につきまして、ブラッシュアップを行い、次年度も継続をしてみたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）ブラッシュアップを行って次年度も実施の方向ということでした。今年は、所用があって参加できなかったけれども、次の機会があればぜひ参加したいという声も複数から聞いております。町のことについて、若い人が闊達に意見を出し合える、そういう場本当に大事な機会だと思いますので、ぜひ継続をしていただきたいと思います。

では、今年度の事業で挙げられたまちづくりのアイデア、これをどのように実践していく予定でしょうか。現在のお考えを聞かせていただければと思います。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）未来戦略ミーティングでのいろいろなアイデアの実践につきましては、今年度のミーティングが残り4回となっておりますので、アイデア・意見のとりまとめをお願いする時期になってまいりました。第5回までのアイデア・意見を各課へ情報共有し、ミーティングでの意見を各課としてどのような見解であるのかを現在集約しておるところでございます。町が主体となり、短期的に効果が期待できそうなアイデアにつきましては、来年度の当初予算で計上し、実施してみたいと考えております。中長期的なアイデア、意見につきましては、町総合計画等への反映を視野に入れながら町民のみなさんと協力して未来への責任を果たしてまいりたい所存でございます。

また、まちづくりのアイデアの実践には様々な活動主体が共創して取り組むことが必要であります。アイデアを形にしたい人たちが交流する場や地域及び地域課題を抱える行政機関と連携機能が不足しているように思います。様々な活動主体が共創して地域課題解決に向けた取組や交流が相互に連携できるような「共創ベース」となる場の強化、立ち上げについても検討を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）地域の課題解決に向けて「共創ベース」となる場を立ち上げたいと、大変前向きな答弁でした。答弁にありましたように、町としてアイデアを実現することも可能な範囲でぜひ次年度予算反映などやっていただきたいと思います。次年度の事業としても、行うということだったので、新たな委員さん、募集して選定して進めていく、これもぜひやっていただきたいと思いますし、今年度せっかく沢山のよいアイデアが集まっていますので、建設的に実現に向けて動かす段階に入るべきだと考えています。意見は出したけれども、結局何もならなかった、そういう結末だけは協力してくれた委員さんや町職員のことを考えても絶対に避けるべきだと思います。委員さんの中には、自分で事業を行っている方もいらっしゃいますし、また様々なみなさんがいらっしゃいますので、出てくるアイデアが町主体でなくても民間をスタートに始めることも十分考えられると思います。そういう段階になったら、町が精一杯サポートをしていく、創業支援の仕組みですとか、空家のリニューアル補助など、いろんなメニュー町は用意しているわけですが、各課、各部署を横断して事業実現の後押しを精一杯していく、そういう体制を先ほど答弁で出ました「共創ベース」としてぜひやっていただきたいと思いますというふうに思っております。この「共創ベース」には、強い期待を持って見守らせていただきたいと思いますし、もちろん議会や議員にその役割を求められれば私個人としては積極的に協力させていただきたいと考えております。

もう一点、これは会議に参加しての感想になるのですが、同じテーマで数回にわたりアイデア出しが行われていて、話合いが積み重なっておらず、堂々巡りの様子も多少見受けられました。みなさん忙しい中、仕事の後に家庭での時間をやりくりして参加してくれていると思います。本当に貴重な時間です。目的のある話合いには、専門家の助けを借りることも必要かと思えます。ファシリテーターと言われる会議やミーティング、研修といった場面で参加者の発言を平等に引き出し、会議をゴールに導く進行役がいます。ぜひファシリテーターをきちんと配置してゴールを意識した話し合いを行うことができれば、この未来戦略ミーティングはさらに充実したものになると思います。ファシリテーターの配置、このことを提案しますので、ぜひ次年度以降の事業展開に生かしていただきたいと思います。

○議長（安原賢一）大丈夫、まだ。

○1番（原沢香司）大丈夫。では、すみません、続けて次の質問に移らせていただきます。

次に、学童保育について質問をいたします。学童保育については、児童が放課後の時間を安全に過ごしてもらい、共働きやシングルで子育てをされる方にとっては、本当に大きな役割を果たしてもらっていると思います。しかし、学童保育の現場では職員の不足や待機問題もあると言われております。まず、伺います。学童保育について、現状、運営事業者や利用者から寄せられている困りごとの相談などはありますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条町には、学童保育所が中之条地区に民間で2か所、六合地区に公立で1か所ございます。現在待機児童もなく、希望する方の受け入れはできている状況でございます。民間施設1つの施設により、来年度支援クラスが3クラスから2クラスへ減るといってお話がありました。が、検討していただいたところ2クラスで希望する児童の受け入れは可能とのことでありました。議員お尋ねの困りごとの相談でありますけれども、利用者からは今年の夏休みの直前に夏休み期間中預けたいとの相談がございました。学童保育所において、通常の預かり以外に長期休暇中のみの預かりも行っておりますが、本年度は4月当初から利用人数が多く、また職員が不足していることが重なり、長期休暇中のみのお子さんを安全に受け入れることが困難と判断し、お断りをしたケースがございました。また、事業者からはここ数年支援員が不足している状況にあり、支援員の確保について相談されたことがあった状況にございます。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）待機児童いないということで、安心をいたしました。

また、やはり課題といたしましては、支援員のなり手不足、それから事業者さんも少し事業を縮小せざるを得ない状況にあると、そういったことも町に相談寄せられているという実態、確認させていただきました。学童保育の現場からは、それに加えて学校と学童保育場所の送迎に人手が取られている、これが大変課題だという話も伺っています。

また、先ほども答弁いただきましたけれども、やはり保育する場所が狭くてちょっと子ども達が密になってしまっているというような悩みも聞かせていただいております。また、吾妻特別支援学校にお子さんが通っていらっしゃる親御さんからは、学童保育までの送迎を毎日行っていて、多くの時間を取られていると、大変苦労している、そういうお話も伺いました。事業者、そして養育者とも困難を抱えているのが学校と学童保育所の送迎の問題です。それに加えて、事業所の設置場所についても狭さなどの課題があります。この両方を解決する策として、学童保育を小学校と吾妻特別支援学校で行うことができないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）教育長、お願いします。

○教育長（山口暁夫）学童保育の学校への設置についての質問ですが、お答えします。

学校施設を活用した学童保育は、千葉県千葉市において積極的に進められており、小学校の空き教室を使い、行政から委託を受けたNPOが運営している事例などがあるようでございます。本町においても、少子化により学校に空き教室が生まれてきていますので、施設面では検討の余地はあるものと思われまふ。しかし、放課後や長期休み期間に子ども達が学校施設を使うことで、教職員の業務負担が増えたり、トラブルが起きた際に学校側に責任が生じたりすることへの懸念があるため、学校の負担が大きくなるような配慮が必要と思料されます。このため、今後学校施設を使った学童保育が必要とされる場合には、関係各所と協力し、十分な協議により進めていきたいと考えます。

なお、吾妻特別支援学校につきましては、群馬県教育委員会の管轄であるため、実施の可否につきましては、県と協議していく必要がございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）1番、原沢君

○1番（原沢香司）教育長から、千葉県千葉市の例、お話しいただきましたけれども、この千葉市ではアフタースクールということで、NPOと学校が協力体制を取って子どもの放課後を安全で充実したものにできるよう尽力されているようです。地域の方にも市民先生として協力を得ているということです。中之条町でも、放課後子ども教室が行われています。住民福祉課の管轄と思いますが、こういった取組も今後学童保育と連携を図っていくことが大切になってくると思います。

国としても、教育委員会と福祉部局を一体的、あるいは連携して実施する相互的な放課後対策、新・放課後子ども総合プランを推進しています。ぜひ吾妻特別支援学校については、群馬県とも協議をしながら学校での学童保育の設置に向けて検討していただきたい、このことを要望して、この質問を終えます。

最後の質問です。9月議会では、暑すぎる夏の状況を踏まえて家庭へのエアコン購入補助の拡充について一般質問をさせていただきました。その際に提案として申し上げました、避難場所へのエアコン設置検討状況について伺います。災害が身近になっている今、避難場所へのエアコン設置を早急に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員おっしゃるように、今年はもう災害級の、地球が壊れてしまうのではないかというような暑さでございました。地球の温暖化をもう通り過ぎて、地球沸騰の時代に入っているとの報道もございます。今年の夏の猛暑も異常さを増しており、つい最近まで温暖化の影響による異常気象が続いておりました。議員ご指摘のとおり、異常気象による災害も身近となっており、防災という観点からも指定避難場所の充実が喫緊の課題であると認識しております。指定避難場所だけでなく、例えば体育館や地域の公民館など、有事の有無に関係なく利用頻度が高い施設が多くあります。災害により避難してきた方は、相当なストレスを感じていると思いますし、熱中症などを心配することなく、リラックスして過ごすことができる場所の提供が必要であると考えております。こうした現状を考慮すれば、例えば集会所建設・増改築事業補助金の交付要綱範囲を拡大し、集会所の増改築にエアコン設置に関わる費用も含めるようにするなど、前向きな施策も必要だと考えておりますし、併せて体育館などの施設においても避難所という観点にとどまらず、視野を広く持って快適な施設づくりの一環として冷房施設等の検討をしていかなければならないと考えております。今後ともいろいろお知恵をお借りすることがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）今後補助金の交付要綱範囲を広げてエアコン設置に係る費用も含めるようにするとのこと、ぜひ実現していただいて広く行政区のみなさんに周知して活用してもらおうようにしていただきたいと思います。公民館が快適に使えるということは、避難場所としてだけではなく、日頃の地域住民のみなさんの交流の場としても快適になるということで、地域のコミュニティー、より密接にしていく上でも寄与することとしますので、ぜひ実現していただければと思います。

それから、体育館などの施設への冷房施設、これも設置したいと、検討中ということで答弁いただきました。これまで避難所としての役割だけではなくて、町民の健康増進に大きく寄与するものと思います。ぜひ併せて実施をお願い申し上げます。

新年度に向けて、様々な要望事項も申し上げます。これから外丸町政としての初の予算編成となりますが、より一層町民の声に耳を傾け、住民本位の予算を編成されることを、このことに期待を申し添え、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質問が終わりました。

これにて暫時休憩とします。再開は1時とします。

（休憩 自午前11時57分 至午後1時00分）

○議長（安原賢一）再開します。

次に、福田公雄さんの質問を許可します。福田公雄さん、ご登壇願います。2番、福田さん

○2番（福田公雄）それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問いたします。

私は、4月の選挙初当選後、初の一般質問となります。二元代表制を担う一員としてまだまだ力不足ではありますが、町政の役に立てるように、また町長をはじめとする町執行部に対しては適切な緊張感と距離感を保ち、そして敬意も持ちながら任に当たる所存です。それでは、質問に入ります。今回私は、観光振興とインバウンドについて、町の産業振興と将来について、起業支援の現状と今後について、以上3点を質問いたします。

はじめに、観光振興とインバウンドについて伺います。皆様ご承知のとおり、当町は「花と湯の町なかのじょう」をキャッチフレーズに四万、沢渡に代表される温泉や中之条ガーデンズ、山の上庭園などによる観光振興を行い、そしてそれに伴う交流人口、関係人口の増加に力を入れています。国勢調査を見ると、当町は他の自治体に比べ、第三次産業の割合が多く、また増加傾向にあり、その要因が観光に携わる方の割合が多いためとみると、観光は町の産業の大きな柱であると考えます。ただ、新型コロナウイルス感染症のため、観光業は大きな打撃を受けました。5月にこの感染症が5類に移行してから、徐々に客足は戻ってきてはいますが、観光業が潜在的に持っていた人手不足や経営者の高齢化などの問題がより加速、顕在化したように感じています。そういった現状を踏まえ、町長の観光産業への認識とコロナ後の観光振興をどのように考えているか、答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹） それでは、福田公雄議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、観光産業の認識についてであります。当町の産業は米、コンニャク、野菜、果樹など、いろいろな農産物が生産される農業、広大な山林を基盤とする林業、郡内一円を商圈としている商業、製糸や製材から電気機器製造へと主業種が移行している工業、そして四万、沢渡、尻焼などの温泉及び町内に2か所ある道の駅や中之条ガーデンズを拠点とする観光業が主要な産業となっております。森林面積が町全体の8割以上を占め、神秘的な野反湖、貴重な高山植物の宝庫である芳ヶ平の自然にあふれた町であることのほか、日向見薬師堂や神保家、富沢家住宅、東谷風穴、重要伝統的建造物群保存地区の赤岩など、至るところに先人たちの貴重な遺産が息づいている町でもあります。アートイベントとして定着し、大勢のお客さんが訪れる中之条ビエンナーレの開催も含め、多くの文化遺産など、こういった多様な資源を活用していくところで、観光産業は非常に重要であると思っております。

また、コロナ後の観光振興ですけれども、コロナ禍がもたらした打撃は、実はまだ終わっていないと感じておる中でとりわけ温泉地を悩ませているのが人手不足の問題であります。コロナ禍で事実上の休業を強いられた宿泊観光業では、従業員が宿泊寮を去り、他業界に転職した事例もあと聞いております。いったん業界から離れた人材を呼び戻すことは、容易ではなく、客足が戻っても人手不足で業務が回らないというような深刻な事態に陥っています。コロナ禍から回復の先行きがなかなか見通せない中、観光客の動向は依然として読みにくく、どのタイミングで従業員を呼び戻し、採用すればいいのかという判断が非常に難しい状況であろうと思います。これまで日本の宿泊業、観光業はおもてなしやホスピタリティというワードの下で対人を前提とした接客を行ってきましたが、今回安定した人材確保の難しさを経験したことで省人化、省力化の重要性について、改めて気づかされたところであります。今後は、施設の整備のほか、観光宣伝はもちろんですけれども、雇用問題にも目を向けた支援が必要であると考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一） 2番、福田さん

○2番（福田公雄） ありがとうございます。

今の答弁を聞いて、観光業の抱える問題を共有してもらっていると感じ、安心いたしました。私の住む沢渡温泉でも経営者がお亡くなりになり、店じまいせざるを得なくなった旅館、商店が出てきています。また、高齢のため、廃業を考えている店も出てきています。そういった方の相談や、また今回コロナが明けてきて、それまでの計画が徐々に進められていくようになると思います。そういった様々なところでの支援をお願いいたします。

また、人材確保に関して省人化、省力化の重要性という言葉がありましたが、その対応として今後温泉地でもDX化が進むと思われま。インターネットで検索すると、DX化を進める温泉地の例が出てきますが、自治体と温泉地が一体となって計画を進めている、そういった例も見受けられます。まずは、それぞれの温泉で努力すべきところではあるとは思いますが、変革をするときには

旗振り役が必要だと思えます。中之条の温泉全てとなると、その規模なども大きく異なるため、難しい面が多々あるとは思いますが、そういった研究も併せてお願いいたします。

続いて、インバウンドに移りますが、やはり観光として今重要なのはインバウンドであります。コロナ禍は、まだ完全に終息したとは言えませんが、入国制限が緩和され、今後は再びインバウンドの成長が注目されると思えます。今年7月の訪日外国人数は、コロナ禍前の2019年同月比の8割近くまで戻ってきているとのこと。このように日本へのインバウンド需要が高まる中で、その集客や受け入れ整備について、当町の現状と今後の課題について答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）インバウンドのお尋ねでございます。

外国人宿泊者につきましては、コロナ禍以前の平成27年度で年間1,000人に満たなかったものが、その3年後には3,000人を超えるほどになり、若干ではありますが、年々増加傾向になっておりました。コロナ禍となる令和2年から令和4年は、海外からのお客さんは極端に減少しましたが、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策が緩和された昨年の10月以降から徐々に回復をし、今年においては既に3,000人を超える外国人観光客に来ていただいております。これまでの対策としては、観光庁の事業を活用し、事業者自らサイトの多言語化やWi-Fi環境の整備、トイレの洋式化、館内の案内表示等を整備しております。中之条町観光協会においても、観光案内パンフレットについて平成28年度に多言語化しております。観光協会ホームページについては、令和元年度に各温泉組合とリンクさせた上で多言語化にしており、さらに翻訳の精度を上げるべく取り組んでいるところであります。海外のより多くの方が中之条町の情報に触れることができるようになっておりますので、コロナが明けた今、以前よりさらに外国人観光客が増えていくことを期待しておりますし、日本人観光客と同様に外国人観光客を増やしていかなければならないと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）2番、福田君

○2番（福田公雄）やはりインバウンドというと、中国や韓国、アメリカなどすぐ思い浮かぶのが、そういった国々だと思えます。ただ、経済的に豊かになっている国の中で、まだあまりほかの観光地が取り込んでいない、そういった地域もあると思えます。例えば東南アジア諸国などは、地形的にも日本とそう離れていない、そういったところでまだ観光取り込まれていない、そういったところだと思えます。そういったところにターゲットを絞って積極的にインバウンド誘致をする、そういったこともこれからは必要ではないかと考えます。そういった外国から訪れる方は、日本文化を楽しんでいます。高価な日常ではなく、リーズナブルな異日常を求めて日本にいらっしゃっています。そして、そういった方は結構長く宿泊地に滞在してくれている、そういった傾向にあるといろいろな記事などで読んでおります。そういったことをまた中之条でも研究し、そして進めていくべきではないかと考えております。

また、そういった外国人観光客の方、迎え入れる側、この準備も、もちろん答弁でありましたようにホームページなどの多言語化は必要ですが、受け入れる旅館なり商店なりのほうでキャッシュレスや言葉の問題、やはり高齢化が進んでおりますので、そういったことになかなか対応できないとか、ちょっと腰が引けてしまう、私の家などもそうなのですが、そういったことでなかなか進まないところがあると思います。キャッシュレスに関しては、町では企業と協力としてキャッシュレス化、徐々に進めていこうとしているところではあると思いますが、そういったキャッシュレスの簡単にできますとかというだけではなくて、その仕組みがどうなっているか、そういった説明、そしてまた言葉では日常会話として簡単なものでもいいので、どういった会話をすれば外国人観光客の方とコミュニケーションがうまく取れるか、そういったことも町のホームページや観光協会のホームページに載せてもらえるとお店の方、旅館の方、経営者の方は安心すると思います。ぜひそういったところの対応もお願いいたします。

続いて、他町村との観光面の連携について、お尋ねします。答弁にもありましたように、当町には様々な観光資源がありますが、観光客のニーズに応える、満足してもらうためには、近隣町村の観光資源も積極的に活用したいところです。郡内他町村との観光面で連携する計画や考えはあるか、答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）他町村との連携はというお尋ねでございます。

郡内他町村との連携ということでありますけれども、郡内の各町村や観光協会と20の団体を組織する吾妻観光連盟がございます。観光資源の情報共有や旅行エージェント訪問、観光写真コンクール、吾妻観光パンフレットの作成のほか、スタンプラリーを実施し、吾妻エリアにおいて連携しながら活動をしておるところでございます。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。

吾妻観光連盟で20の団体で動いているということではありますが、例えば沢渡温泉は古くから草津の仕上げ湯、草津の直し湯として知られており、今でも草津温泉からの帰りがけに立ち寄る観光客の皆様も大勢いらっしゃいます。こういった古くからのつながりや歴史的背景、また新しい観光資源をお互いに活用することで吾妻全体の観光を盛り上げる、そういったことにつながると思います。相手の町村もあることですので、連携しての事業となると難しいところが多々あると思います。そういったことは、難しいとは思いますが、現在の活動を一層深め、観光産業の発展につなげていただきたいと思っております。

そして、観光振興で他町村との連携、そうなりますと昨年11月の新聞記事に載っておりましたが、来年度に国際忍者学会の大会が当町と東吾妻町で開かれるとありました。

すみません、遅れましたが、通告書には通称で「忍者博」と記してしまいましたが、正しくは「国

際忍者学会」の大会でした。訂正いたします。申し訳ありませんでした。続けます。

昨年11月に新聞記事に載っていましたが、開催時期などその後の進捗状況がどうなっているか、教育長に答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）教育長、お願いします。

○教育長（山口暁夫）国際忍者学会大会の件につきましては、生涯学習課長よりお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（須崎幸夫）それでは、国際忍者学会の大会についてお答えいたします。第7回の国際忍者学会大会が中之条町と東吾妻町を会場に開催されることにつきましては、去る9月に行われました第6回大会で正式決定されました。現在中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」の職員をはじめ東吾妻町の職員や関係団体、国際忍者学会の事務局で組織されました実行委員会におきまして、開催時期や内容を検討しているところでございます。現時点では、第7回大会は来年の9月14日、15日の2日間を予定しており、1日目の総会及び大会の会場につきましては東吾妻町で、その後の懇親会や参加者の宿泊につきましては、四万温泉をご利用いただくという内容で調整しているところと伺っております。

また、2日目につきましては、中之条町及び東吾妻町の忍者関連史跡を巡る巡検を計画しており、候補地の選定につきましては、実行委員会が検討しているところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございました。

愛知県で行われた9月の大会では、県を挙げての開催となり、非常に盛況だったと伺っています。文化面だけではなく、観光振興でも期待が高まるところですが、今後の情報発信はいつ頃から始まるか答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（須崎幸夫）それでは、今後の情報発信につきまして、お答えいたします。

今後のスケジュールといたしましては、年明けの国際忍者学会事務局による下見を経まして、4月頃に学会から大会概要が告知され、研究発表者の公募などが行われるということでございます。その後7月には大会プログラムの詳細を決定し、学会のホームページで公表するという予定となっております。国際忍者学会の大会は、会員以外の一般参加も可能となっておりますので、詳細が決まり次第町のホームページや広報等によりまして町民の皆様にもお知らせしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。

みなさんは御存じのとおり、戦国時代、この中之条町は武田と上杉の国境として重要な地域であり、城跡とみられる場所も10を超すと記憶しております。忍者に関する史跡や伝承も数多く残り、子孫の方も同僚議員にも忍者の子孫の方がいらっしゃいますが、大勢暮らしています。今回国際忍者学会の大会開催地に選ばれたのも、そういったことが理由だと記事にもありましたが、当町はほかにはない特徴的な歴史文化を持つ、そういった町なのだと改めて思いました。忍者は、特に外国での人気非常高いと聞いており、先ほどお話ししましたインバウンドの集客も大変期待できる場所であると思います。歴史上中之条近辺では、有名な合戦などがなく、今まで脚光を浴びることはそう多くありませんでしたが、こうしたイベントを通じて知名度が上がることで観光客の増加につながり、それだけでなく町民がふるさとの歴史文化をより深く知ることにもつながると思います。ぜひこの大会が成功するようにご尽力をお願いいたします。

次に、町の産業振興と将来についての質問に移ります。先ほどの観光業と同じように、やはりほかの業種でも経営者の高齢化が進んでいるとみられます。事業継続、事業承継について悩んでいる事業者も少なからずいると思われる中で町では9月から町内の中小企業、小規模事業者にアンケート調査を行っています。この調査を通じて町長が町の産業の現状をどのように把握しているか答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今回実施をさせていただきましたアンケートについてのお尋ねでございますけれども、町内の中小企業・小規模事業者を対象としたアンケート調査につきましては、今回始めて実施をさせていただきましたが、町内の商工業事業者の実態や現状を把握し、これからの中小企業・小規模企業の振興施策に役立てるために実施したもので、回収率は35.8%でありました。ご質問いただきました現状につきましては、回収率からも分かるように本アンケート調査で全てを把握できたとは思っておりませんが、「事業承継の問題」や「事業承継に関する希望支援」についての視点からのお答えをさせていただきます。回答者の約7割が事業承継への課題を認識しており、課題として捉えている最も多い回答が「後継者が見つからない」、次に「事業に将来性がない」というものであります。事業承継に関する希望支援についても、回答者の54%は支援を必要としており、「補助金制度の整備」、「事業承継に関する制度等の情報提供」が上位となっております。今後得られた情報を基に政策に反映させていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。

答弁にありましたように、後継者が見つからない、事業に将来性がないという回答が多いということは、現状のままでは廃業もやむを得ないと考える方が多い、そういったことなのではないかと

推察します。それぞれの事業で状況は違いますが、支援によっては事業継続できるのではないかと考えています。そういった中で現在廃業を考えている事業者継続する場合の問題点、要望などを再調査する考えはあるか、答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今回のこのアンケート調査を皮切りに、町内の商工業について継続して実態把握、情報収集していきたいと考えております。つきましては、ご質問いただきました廃業を考えている事業者限定ではありませんが、追加調査などさらに実態把握のための取組を検討していきたいと考えておりますので、その際にはご協力をどうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）追加調査、大変ありがたく思います。そのときには、自分も積極的に協力したいと考えています。

こうやって一つの事業者、そういう事業が廃業になると、その経済活動が失われます。それは、結果として町の経済にとって大きな損失になると考えます。それだけでなく、例えば飲食店が閉まると、その味が失われる。食文化が消えることになります。結局事業承継の話につながっていきませんが、アンケートの結果は見方を変えると後継者さえいれば事業を継続する意欲のある方が多い、そういったことの現れでもあると思います。小規模事業者、家族経営の事業者は特に親子で引き継ぎをする親族内承継がほとんどだと思いますが、その事業の持つ技術、文化を継続することを考えると、今後は第三者への事業承継、あるいは事業の売却を視野に入れて考えることを促さざるを得ないかもしれません。家族内の話になるので、なかなか立ち入ることが難しい面はありますが、事業承継の成功例、失敗例、また問題点、注意点などを、情報をそういった経営者、事業者の方に伝えることで理解につながり、事業承継に対する理解につながり、それが難しい課題ではありますが、補助金制度も含め、事業継続につながる政策をお願いしたいと思います。

続いて、最初の観光振興の質問の際、その答弁の中で雇用問題にも目を向けた支援が必要であると思うとの言葉がありました。事業を継続する上での雇用問題として、人件費の問題は小さくありません。町の事業継続補助金では、人件費は対象に入っていないませんが、そちらについても支援が欲しいと考えている事業者もいると思います。今後人件費を対象に含める考えはあるか、答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）事業継続補助金、これについてのお尋ねでございますけれども、ご承知かと思いますが、旧店舗等リニューアル補助金でございます。この補助金制度は、店舗等の改修費や備品購入費の一部を補助することで、事業継続を支援することを目的といたしております。福田議員のおっしゃる社員の人件費の一部補助につきましても、事業を継続する上での支援となりますが、現状ではご理解をいただきたいと考えております。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）人件費が対象に入らないのは、補助対象になる経費が補助事業のみで使うことが前提であり、ほかの事業で使えるような汎用性のある経費や一般管理費は補助の対象にならないためだと思いますが、雇用面でも事業継続に少しでも支援になるような、そういった何かしらの方策を考えていただければ大変ありがたく思います。

さて、産業振興を考えると、消費者の目線からも見ていかなければなりません。高齢化が進む中で交通弱者の人も増えています。その方々への支援策として、買物支援バスがありますが、その利用者の昨年度の実績はどうなっているか、答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町の産業振興と将来についてということの中で、自動車などの運転ができない高齢者の方や障がいのある方たちを対象とした買物支援バスの利用状況でございますけれども、令和5年10月末現在、町内において220名の利用者登録があり、延べ利用人数が1,008名となっております。令和元年度は、2,500人程度の利用実績がありましたが、ここ3年間、コロナウイルスの関係等により利用者数は減少しておりました。令和4年度における年間実績は1,649名であり、令和5年度は昨年度より利用者は増加する見込みとなっております。

以上です。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。

それでは、買物支援バスのほかに買物など生活への支援、そういったものはどのようなものがあるか答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町では、買物に行くことや購入品を持ち帰ることが困難な買物困窮者や身体上の理由等により栄養管理が不十分な在宅の虚弱高齢者である調理困難者への支援を行う事業者への賃金助成を行う買物支援策を実施しております。こちらにつきましては、令和5年10月末現在、調理困難者へ支援を行う事業者への補助が1,087件、買物困窮者への支援を行う事業者への支援が90件となっております。令和4年度における年間実績は、それぞれ2013件、122件となっております。

なお、高齢者の見守り活動を兼ねて生活物資の移動販売を行う業者へ、その運営経費等の一部を補助する中之条町高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業補助金事業を令和3年度より実施しておりますが、こちらにつきましては、実績がございません。

以上です。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。

答弁いただいた支援を効果的に使えば、買物など生活が心配な方の不安解消につながると思いま

す。ただ、こういったサービスをご存じない方もまだまだいらっしゃると思いますので、ぜひともそういったこと、周知徹底をお願いいたします。

そして、買物支援バスですが、現在、先ほども話しました高齢化が進む中でその停留所に行くことも困難な方も大分増えてきていると思います。移動販売事業は、それを補完するものだと思いますが、現在のところ実績がないということは、問題点があると考えます。交付要綱を拝見したところでは、移動販売車を所有していなければならない点、見守り活動をしなければならない点、補助金額が事業の条件に照らし合わせると金額が少額な点、この辺りが実績につながらない原因と考えます。移動販売事業は、支援としてとても有効な政策だと思います。買物は、生活の張りが出る暮らしの中での楽しみの一つです。私も買物で品物を選んでいるときなど、結構楽しかったりします。高齢者の方、なかなか自分の家から外に出られなくなった、遠くまで足を運べなくなった、そういった方がもう自分では買物が難しい、できない、そう思っているかもしれない。そういった方たちにもう一度そういう楽しみを味わってもらいたい。決して贅沢な話ではありません。本当にその暮らしの中でささやかな楽しみ、ささやかな幸せだと思います。ぜひそういったことをなかなか遠くまで足を運べない人にもまた買物ができる、そういったふうな気持ちを持ってもらいたい、そんなふうを考えています。この分野でのさらなる研究と対応策をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今福田議員からご提案がありました、高齢者の買物支援ということで、移動販売、非常にニーズも高くなっておりますし、交通弱者の方々からも要望が強くあります。非常に重要な課題だと捉えておりますので、これから前向きに検討していきたいと、このように考えておりますので、ぜひ福田議員も今後ともご指導いただければと、このように思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）大変ありがとうございました。本当に心強い、来年度から研究を本当に進めていただければありがたく思います。

それでは、次の質問に移ります。先ほどまでの質問のように、事業継続や廃業を考える方がいる一方で新たに事業を始めたいと考えている方も多いと思います。町の起業支援と今後について、お伺いいたします。現在町内で起業を考えている方の相談があるか、答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町内で起業を考えている方の相談はあるかというお尋ねでございますけれども、相談件数についてお答えをさせていただきます。令和4年度が34件、令和5年度には17件の相談がございました。

以上です。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。

昨年が34件、今年が17件ということで、率直に言って件数の多さに驚いています。どうしても廃業のほうに目が向きがちなので、起業を考えている方はそれほど多くはないだろうと思っていました。ところが、相談件数だけでこの数字であれば、潜在的にはもっと多くの方が起業を考えるとわれ、非常に心強く感じています。そして、起業するには資金が必要です。そのための支援として、起業支援補助金がありますが、相談を受けた中で実際に起業した件数を把握していればその数と、起業支援補助金の今年度の申請件数、その件数は何件か答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）起業支援補助金につきまして、令和4年度において新規事業としてスタートした事業でございますが、令和4年度の申請件数は8件、令和5年度は11月末現在で10件ございます。

以上です。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。

相談した方の起業支援補助金の利用率を知りたくて質問をしましたが、その数字を見るとほとんどの方がこの補助金を利用していると推測します。相談件数も増えており、今回の補正予算案に起業支援補助金の増額が入っていることにも納得する次第です。来年度はどうか分かりませんが、相談件数と起業には相応の時間がかかることを考えると申請件数がさらに増える可能性も高いと思います。予算など、その対応の準備などよろしくをお願いいたします。

さて、この起業支援補助金のうち人件費の補助期間が12か月になっています。事業によっては、結果が出始めるまで1年以上かかるもの、そういったものもあると思います。そういったことを踏まえ、この期間の延長は考えられないか、答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員もご承知とは思いますが、起業支援補助金は事業所開設支援事業と雇用促進事業がございます。事業所開設支援事業につきましては、事業所の新築や改修費のほか、設備や備品購入費が対象となっております。雇用促進事業につきましては、事業に必要な直接人件費について、月額5万円を限度に12か月間補助する制度でございます。

福田議員からご提案がございました期間の延長につきましては、支援の効果や必要とする予算額等において、所管の課により検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（安原賢一）2番、福田さん

○2番（福田公雄）ありがとうございます。

検討していただけるということで、大変ありがたく思います。新規事業、やはり波に乗る前だとなかなか経営難しい面もあると思います。12か月を過ぎた場合、そういった場合には何らかの条件

付き、そういったことであってもかまわないとは思いますが、期間を延ばす、そういったことを考えていただければと思います。

そして、この起業支援補助金を使う方、やはり若い方が多いと思います。この町で新たなチャレンジをする、そういった意欲を持つ方々がまだまだ大勢いる。数字を見て非常に心強く、また未来、希望がこの町にはまだまだあるなど感じています。そういった方の気持ち、意欲、それを後押しするような政策を今後とも進めていただきたいということをお願いして、今回の私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（安原賢一） 福田公雄さんの質問が終わりました。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明） 議長の許可をいただきましたので、引き続き福田議員が一般質問をさせていただきます。

それでは、今期12月議会の一般質問でございますが、これはショートメッセージサービスの活用による行政の町民への情報の提供の部分における効率化並びに町民サービスの向上についての提案ということであります。前段が長くなりますが、少しご承知おきいただければと思います。質問に当たりまして、身近に起きた例から入らせていただきます。

1つ、予定日の思い込み間違いにより、予防接種を受けに行ったら接種会場には誰もいなかった。もう1つ、講座や行事予定日の近くになったが、講師の事情、また天候不順のため、実施されるのかどうか心配していたところ中止の連絡の電話を受けた。もう1つ、定期開催の会議が中止となり、中止と次回開催日の日程の電話を受けた。最後に、引き落とし予定日の錯誤により残高不足で引き落としができず、督促状が届いて嫌な気分になった。これは、引き落とし日が日指定でないこと、また納税項目が月により変わることで、引き落としは1回のみで再引き落としできないこと、法律で差し押さえを前提として督促状を出すことに決まっているのだそうで、このようなことになるのだなと思います。このようなときにショートメッセージサービスで情報を受信していればいつでも確認することが容易になり、思い込み違いの発生を予防できると思います。また、職員の方も電話連絡など、業務の負担軽減と連絡ミスの解消につながると思い、提案とさせていただきました。

現在中之条町において、電子的情報を発信の手段として中之条町安心メール、教育現場、議会ではオクレンジャー、保健環境課でのなかのん子育て応援サイト、またツイッター、現在のXなどで使われておるようです。これらは、SNSと言われるソーシャルネットワークサービスを基にインターネットを通じてやりとりするサービスで行われ、登録、変更、停止などの手続きが伴います。

この提案のショートメッセージサービスについて、利点について申し上げます。ショートメッセージサービスは、SMSとも言われ、電話番号を宛先にしてメッセージをやりとりするサービスで、携帯電話同士で短い文字メッセージが送受信できる世界標準のサービスです。日本では平成23年、2011年の7月13日に国内キャリア間のショートメッセージサービス相互接続が実現し、ようやく通

信事業者の囲い込みから解放され、世界の標準のサービスが実現しました。ほぼ全ての携帯電話で標準搭載されており、どの地域でも手軽かつ安価で利用することができます。スマートフォンをお持ちの方でも通話のみで使われている方、またガラケーと言われている携帯電話をご利用の方に対しても情報を送れます。ショートメッセージサービスは、電話番号を宛先として使用します。Eメールは、メールアドレスを宛先として発信されます。メールアドレスが分からない相手でも、電話番号だけ分かればメッセージを送れます。ショートメッセージサービスを利用するときには、アプリをインストールしたり、会員登録をしたりする手続は必要ありません。ショートメッセージサービスは、Eメールと異なり、電話回線を使用して送受信を行われるため、セキュリティーもインターネット回線よりも堅牢であり、最近では個人認証にも使われております。

ショートメッセージサービスは、電話回線を利用していること、テキストデータは容量が小さいことから、回線を圧迫しにくく、ほかの連絡手段に比べて届きやすく、通信規制の影響を受けにくいので、災害時の連絡手段として有効で、緊急情報などをより広く、より迅速に発信するツールとしても利用できます。スマートフォン、ガラケーの普及率が年代を問わず進んでいて、一人一人が電話番号を持っていて、しかもナンバーポータビリティサービスの影響で端末や通信会社、キャリアを変更したときにも同じ携帯電話を保有し続けることが多くなり、そのため時間がたってもショートメッセージサービスなら同じ人に連絡ができ、1人が1つの電話番号を持つ時代になっております。

また、現在の日本においては、犯罪防止の観点から厳密な本人確認が行われた上で携帯電話を購入されているので、申告された携帯電話にショートメッセージサービスを送ることで、電話番号が個人とひもづいているため、確実に必要な情報をしっかりと本人に連絡することができます。

応答率、開封率において、ショートメッセージサービスは98%、電話は30から40%、郵便物5%、メール10%という調査報告もあります。また、開封率が高い数字になっているようです。郵便で送ってもダイレクトメールチラシに埋もれてしまって後回しにされているうちに忘れ去られてしまう。メールも、ジャンクメールに埋もれてしまうということもありません。ショートメッセージサービスは、送信したらすぐにチェックしてもらえらる傾向があります。ショートメッセージサービスは、通知が届き、最初の数十文字については通知状に表示されるので、すぐに開封して内容を見られるので、緊急性の高いメッセージを送りたい場面でも非常に有効であります。また、受信したショートメッセージサービスは保存されているので、ショートメッセージサービスの通知が来たときに見逃してしまっても受信履歴からいつでも確認できます。

そして、ショートメッセージサービスは受信料がかかりません。送信料も70文字以内は約3円、郵便料金に比べれば比較にならないくらい安く、このことで若干の送信費用がかかりますが、このため迷惑メールで利用されにくく、また国内通信事業者がメッセージ送信者のフィルタリングを行っていることで悪質業者や怪しい海外からの番号をブロックする対策を取っていたりすることか

ら、迷惑メールが非常に少ないです。以上のような利点があります。

とにかく口頭での電話連絡は、とても時間と労力がかかります。冒頭電話も差し上げてよろしいですかとお断りしなければなりません。今回一般質問について所管の担当課にEメールで連絡を取ろうとしました。しかし、最近各課宛のEメールアドレスは非公開となりました。インターネットは、世界に向けて解放されていますが、ショートメッセージサービスは中之条町の住民限定のサービスとも言えます。日々の業務を効率的に行う手段として、住民側も忘却や思い込みや不注意間違いを少なくしていただける思いやりサービスとして行政と町民相互のサービスの向上を図るよう検討願いたいと思います。

業務において、ショートメッセージサービス等を使つての情報発信は許可されているのかを踏まえ、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田弘明議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどのいろいろな事例を挙げてのご提案をいただきまして、大変ありがとうございました。ご提案いただきましたショートメッセージサービスの活用でございますが、ショートメッセージは携帯電話を利用したサービスと理解しております。幅広い機種等への対応が可能であり、到達率も高い傾向にあるということのようでございます。行政からの個別連絡の手段としては、有効的であり、郵便コストの削減等も図られるといったメリットもあろうかと思っております。既に導入している自治体もあるようですので、これらの事例を参考に情報の取扱方法や効果など、具体的な運用方法を検証してまいりたいと思います。SMS、いわゆるショートメッセージサービスを活用とした情報発信につきましては、現在電話対応が主でございますので、未対応となっております。いずれにいたしましても、情報発信のためのツールであると理解しておりますので、今後検証、検討をしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長から前向きな答弁をいただいたということと理解しております。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それと、先ほどもちょっと利点の中でお話ししたのですが、災害時における通信手段の確保の面についてなのですが、現在利用されている通信手段というのは、先ほど述べましたようにほぼネット回線です。しかし、ショートメッセージサービスは、先ほども述べましたが、電話回線が利用されておまして、ちょっと詳しくなるのですが、電話回線の中の音声を通す音声回線ではなくて、制御をするシグナルチャンネルと呼ばれる信号線を利用して送信されています。音声よりも少ない情報量のため、大規模な災害時の連絡が集中した際の通信規制下での連絡が取りやすく、2011年3月11日に発生した東日本大震災のときにも通話規制の最中でも通信のやりとりができました。実は、当時福島県にある大学の学生の運動部がたまたまその日に仙台へ部活で出向きまして、そこで地震

に遭遇しました。たまたま所用があつて群馬にいた者が連絡が取れなくなったので、このショートメッセージなら連絡が取れたということで、それと仙台に行った部活の方々と連絡を取って、それを大学へ連絡して安否だとか情報のやりとりをしていたということがございまして、これは災害時には非常に有効なのだとしみじみ感じた次第でございます。

しかし、当時は通信事業者の囲い込みのために同一の事業者間でしか通信ができなかったのです。例えばドコモでショートメール、a uではCメール、その中でしか通信ができなかった。これが、日本がショートメッセージサービス分野において世界から10年遅れてしまったと言われる原因になったのだと思うのですが、しかしその年の7月13日にその垣根が取り除かれまして、どこのキャリア、通信事業者にも発信できるようになりました。こういったことで、緊急時の連絡手段としての有用性が非常に備わりまして、ネット回線だけではなくて、電話回線しか使っていない方へのインフラ確保という側面からも導入の価値はあるのではないかなんて思っております。たまたまこの東北の震災のときは、東京方面の被害が少なかったです。ただ、今取り沙汰されております太平洋の地域を震源とする地震が起きた際に首都圏等が災害に遭いますと、このインターネット回線というのですか、これについても非常にどうなるか未知数なところがございまして。そういった中でこの災害時における通信手段の確保というサブチャンネル、ネット以外のチャンネルを持つということも重要ではないかと思ひます。そのへんの考えをちょっと町長にお伺いしたいと思ひます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員から専門的な情報、あるいはいろいろな事例を挙げて今ご提案をいただきました。いずれにいたしましても、先ほどの答弁とかぶる部分があるのですが、担当課で調査研究を進めてまいりたいと思ひますので、もし補足があれば担当課の課長から答弁させますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）担当課ということなので、ちなみに現在行われておりますネット回線を使った安心メール等の利用者数については、担当課長さん把握されておりますか。もし分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（安原賢一）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）それでは、福田議員のご質問にお答えさせていただきます。

町のほうで安心メールとして配信をしております件数でございますが、メールの配信は2つございます。1つ目が防犯、防災メールということで、火災やクマ等の緊急性の高い情報発信としまして運用をしております。登録の件数は、4,604件でございます。

2つ目が生活関連情報メールでございます。本12月定例会議の開催やテレビ放映等の身近な情報配信といたしまして、運用をしております。登録件数につきましては、3,276件でございます。合わせますと7,880件となりますが、両方登録をされている方もおりますので、実利用者の人数とは符合

いたしません。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）多くの方がやはり町の情報を必要としているのかなんていう感想を持ちました。先ほども述べましたが、まだ中にはガラケー、またスマートフォンをお持ちの方でも通話のみという方もいらっしゃいます。ぜひこういった方にもこういった情報サービス、町長が前向きに検討していただけるということなので、ぜひ前向きに検討していただきまして、住民のサービス向上へつなげていただきたいと思います。たしか群馬県内にも自治体で導入されているところもございますし、またこういったサービスを提供している事業者もあるようでございます。また、これは、ショートメールサービスなのですが、これの改良版ですか、プラスメッセージというような通信手段もサービスとして提供されている事業者もございますので、ぜひそのへんも踏まえてご検討を願いたいと思います。町長からの前向きな答弁ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）福田弘明さんの質問が終わりました。

ここで一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は、午後2時20分とします。

（休憩 自午後2時04分 至午後2時20分）

○議長（安原賢一）再開します。

次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇願います。6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）皆様、こんにちは。議席番号6番、佐藤力也です。令和5年12月定例会議におきまして、一般質問の通告をしたところ、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本日の質問ですが、1、共創の町づくりについて、2、中之条ビエンナーレについて、3、安心安全な町づくりについて、4、町営河川敷ドッグランについて、5、町民パスポートについて、以上5つの項目について質問を予定しております。

まずはじめに、外丸町長が掲げた共創の町づくりについてお伺いいたします。早いもので、外丸町政がスタートして1年があっという間に過ぎてしまいました。思えば1年前、外丸町長初となる本会議での一般質問のトップバッターとして質問をさせていただいたのが私であります。ついこの間その質問をさせていただいたような気がしますけれども、本当にこの1年間、コロナが5類に移行して、そして様々な経済活動が動き始めて、あっという間の1年だったような気がします。

さて、外丸町長は1年前の答弁の中でどのような町づくりをしていくのでしょうかという私の質問に対し、一番は子育てに力を入れていくこと、そして未来への責任を担う者として事業の総点検を実施し、税収に合った財政規模の最適化を図り、20年後を見据え、町民とともに希望の持てる町を共につくっていききたいとの見解を示されました。そのために必要とされる様々な施策を実施していくとのことでしたが、これまでの1年間で打ち出した施策の進捗や成果についての手応えを町長

自身がどう感じているのか、また令和6年度予算編成において、重点項目としてどのようなことが上げられるのか、お伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）佐藤議員のおっしゃるように、ちょうど1年が経過した2回目の12月定例会でございます。そのときに昨年お尋ねいただいた私の大きなテーマはということで、共創の町づくり、みなさんとともに知恵を出し合ってこの町づくりを20年後にこの町はいい町だなど思えるような町づくりをしていきたいというお答えをさせていただいたと思います。1年で全てが、事業が進んだとは思っていませんけれども、幾つか私が打ち出したもので進めさせていただいたものについて、これから答弁をさせていただきます。

コロナ禍ということで、社会全体が自粛ムード一色となり、商業や観光をはじめあらゆる業種が例のない厳しさに直面し、各行事の中止が相次ぐ中で地域コミュニティーの存在すら困難となる状況に直面したときに私が町政を担わせていただきました。もちろんコロナが終息したわけではなく、インフルエンザの流行など、まだまだ余談を許さない状況であることに変わりありませんけれども、ようやく少しずつ日常が戻ってきつつある中で共創の町づくりの考えの下に1年間全力で取り組んできたわけでございます。

施策の進捗状況ということでございますけれども、一例を挙げますと近年多発しております防災関係では、総務課内に危機管理室を設置させていただきました。専門的な経験を有する職員を中心に地域住民のみなさんと協力をして70%を超える行政区で自主避難計画を作成することができました。現在は、避難所の運営訓練など、防災意識の向上をさらに図っております。未来ビジョン総合戦略では、今後町を支える若者に世代を超えて意見や考えを語り合ってもらい、町の未来づくりの場となる未来戦略ミーティングを立ち上げさせていただき、活発に意見交換をしていただいております。

そして、私は何と言いましても将来の子ども達に健やかに育っていただきたい、この思いから子供、子育て関係では出産祝い金の支給額の拡充、入学準備応援支給品の拡充、乳児おむつ等の購入費助成金の対象範囲の拡充のほか、高校生世代の18歳までの医療費の無料化を行いました。

保健関係では、新たに最近テレビ等でも話題に載っております带状疱疹予防接種に対する補助金の支給を行ったところでございます。

地域活動への支援として、地域道路等美化活動や町道沿線危険支障木伐採に係る助成を新規で創設をさせていただきました。

物価高騰対策として、水道基本料金の3か月間免除、農業資材等価格高騰対策補助金、新型コロナウイルス感染症対策地域振興券の交付事業として、物価高やコロナ禍からの経済活動の回復を図るため、町民の方1人当たり1万円の商品券を配らせていただきました。ほかにもいろいろありますが、いずれにいたしましても町民生活に直結するものであり、こうした施策や支援を利用してい

ただくことで福祉の向上につながっているものと思っております。

そして、また令和6年度予算編成における重点項目ということでございますけれども、先日開催をさせていただきました当初予算、庁内の予算編成会議の中でも子育て支援、高齢者の移動や生活支援、安心安全な町づくり、人口減少に対応した地域コミュニティー、もちろん住民の方の健康増進など、継続的に実施していくべき重点事業として職員に対し、訓示をさせていただきました。そのほか、先ほど来質問でもございましたけれども、未来戦略ミーティングで提案された意見等につきましても、その実施について検討するよう職員の方々へ指示をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）答弁ありがとうございました。

たった1年でしたけれども、めまぐるしい情勢の中で外丸町政、スタートしたわけですけれども、私が提案したことも幾つか施策として行っていただきました。最後のほうに今の答弁で出てきた地域商品券という部分もそれに当たりますし、支障木伐採についても、また物価高騰による農家への支援という部分も提案をさせていただいたことを現実にはやっていただいたということでございます。本当にありがとうございました。

まだ1年しかたっていないというところで、これからまたコロナが下火になって経済が動き始めて、しかしながら世界に目を向けるとウクライナ、ロシアということをしてまだまだ世界の情勢は厳しいものがありますし、またイスラエルの問題もここに来て浮上してきております。円安という部分では、とても日本の経済は厳しい状況にもありますし、そんな中先ほど同僚議員からも質問が町長に対してございましたけれども、町としてどのような産業に力を入れていくのかというところで、私とかぶったところで観光産業というところにどれだけ力を入れていかれるおつもりなのかというところ、同僚議員のほう結構詳しくやっていただいたので、答弁同じことを2度もらうのは恐縮なので、そこは割愛させていただきますけれども、その中でインバウンドという言葉が数回出てきたと思います。同僚議員の中のインバウンドというところは、恐らく観光客であったり、町にとってプラスになる材料としてのインバウンドという部分として捉えている部分だったと思うのですが、私のほうはそういった部分ももちろんあるので、そこは同僚議員のほうやってくれたので、触れませんが、オーバーツーリズムというところで、インバウンドの外国人観光客の方の振る舞いというのですか、行き過ぎた行動といったところが既に問題になってきているというところに対する対策をこれから町として先手を打ってやっていかなければいけないのかなというところも併せて町長にはお願いしたいなと思っております。

この後ビエンナーレの質問をさせていただく予定になっておりますけれども、そういったビエンナーレの会場、そして例えば中之条と伊参のエリア、伊参から四万エリアといったところをつなぐ交通手段であったり、案内看板であったり、そういったところの多言語化という部分では、まだま

だ中之条町されていないのかなと思っております。地図を持って外国人観光客の方が迷っている、どっちに行ったらいいのだろう、なかなかバスは待っても来ない、そういった風景を多々見ました。困っている外国人観光客の方をたくさん見てきました。そういった方をどうやってこれからリピーターとして、また中之条町に次のビエンナーレのときにも来ていただくかというところもこれからの課題なのかなと思いますし、観光という部分で言いますと、本当に先ほど同僚議員にもありましたけれども、今厳しい状況でございます。町長も先ほど答弁の中でまだコロナは終わっていないという言葉がございました。全くそのとおりだと私も思います。ゼロゼロ金利の融資の借入を返済する時期になりまして、これから本当にインバウンドを中心にお客様の誘致を周知をしていかなければ、観光業は本当に潰れていく旅館さんですとか、飲食店さんとかも出てくるのではないかととても危惧しております。

特に数か月前、テレビの某民放の番組で四万温泉が20年ぶりに出たのですけれども、20年前の同じ番組の1時間の番組なのですが、旅番組で経済効果といったところを考えますと、今回のテレビ放映があった後の経済効果というのは、20年前に比べて10分の1程度にしかなくなっておりません。何が原因なのかというと、やはりテレビを見る人が少なくなってきたというのが一番の大きな原因かなと四万温泉では考えております。やっぱりユーチューブですとか、そういった配信、SNS、そういったところの利用する方が多くて、テレビを見る若い世代が少なくなってきたというところが原因なのかなというところがございますけれども、まだまだ今のところ日本人観光客という部分においては、テレビを見て旅行に来る。特に団塊世代から高齢者という部分は、たくさんおりますので、その過渡期であると今は考えております。日本人観光客を名前どおりうまく取り込みながら外国人観光客をどうにこれから捕まえていくか、それはこれからほかの温泉地との競争になってくると思います。

そういった意味で、町長のこれから観光といった部分で町が取るべき行動、施策、そういったところはどのようなふうなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今お尋ねの観光関係のインバウンドということでありましてけれども、議員おっしゃるようにもう世界情勢がロシアの問題、あるいはイスラエルの問題等でなかなか本当に先が見通せない。物価高も収まるかと思えば、最近ではまた燃料が上がってきたというような状況でもございます。やはりインバウンドで外国の方においでいただくということがこれから主流になってくるだろうというようなお話もあります。

ただ、多言語化ということもありますので、そういったものの解消ということもやっぱり考えていかなければならないでしょうし、この間先日四万温泉協会の方からおいでになったときに四万地内になる看板について、やはり多言語化になっていますかと言ったらまだ全然そういうことにはしていないと。当然町の看板もありますので、そういったところをやはり力を入れていかなければ

ならないだろうという話をさせていただきました。

先ほどのお話の中のビエンナーレのときに伊参行って、それから四万行って、それから四万からお帰りになってしまうけれども、四万から伊参へ上ってというルートが、観光案内板が設置されていないので、なかなか通らないと。私は、職員の方をお願いして2人で現場をずっと歩いてみました。四万から来て伊参へ上って、やませを通過して下へ下るという案内がよくできていないと、そういうこともありますので、そういった方も日本人の方に対してもそうですけれども、外国の方に対してもやはり中之条を知ってもらうという意味からして、多言語化の看板も含めて、そういった中之条町を周遊できるような、そういった施策を取り組んでいかなければならないと思っております。

先日実はテレビを見させていただきましたが、東南アジアの方だと思っておりますが、日本において観光するのにレンタカーを使うのだそうです。そうしたら、日本の標識は止まれが止まれなのですけれども、ストップがないと。東南アジアの方もストップというのは分かるのだと。その方に何で公共交通をお使いにならないのですかというアナウンサーが聞いたときに、やはり小さい子どもを連れてきているので、時間的なものも制約されるからレンタカーを使うのだといったときに、いろいろな国のストップの看板が事例として出ました。国際的に一番多いのは、八角形なのだそうです。必ずそこへ、例えば中国でもストップとか、日本はそれをまだ三角形でできていないということから、国が今それを取り替える、公安委員会というのですか、やっているのですけれども、日本には何十万本か分からないですけれども、あるので、とても時間がかかると。そうしたら、あるコメンテーターの人が日本だけ三角ではなくて八角形にすればいいのではないかというコメントをしたら、それをすればまた倍以上かかるといった中で、今は日本はその三角形の止まれにストップをやって、日本全国をやっぱり安心して観光していただくというのは、ストップが分からないともちろん事故になってしまいますから、外国の方にもおいでいただいたときには安全な観光を日本はできるのだということが一つとしてはインバウンドの方々をお迎えできる要素になるか、こんなことを私も感じております。

ちょっと前段が長くなりまして申し訳ないのですが、佐藤議員のおっしゃるように四万、沢渡、いろいろな私どもには観光施設等もありますけれども、国立公園内、こういったものを遊歩道につくましても国の補助などを期待し、環境省をはじめ地元関係団体とも連携しながらクマの対策だとか、それから落石対策、こういったものをやっぱり取り組んでいかなければならないだろうと。来た方にも日本人、これはインバウンドの方問わず必要なのかなと思っております。

観光による町づくりを実現していくためには、やはり観光協会のほか、各種団体と連携した事業展開は必要不可欠であります。今後も強力をしながら観光振興、地域振興に努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ佐藤議員におかれましても出身地が四万ということで、観光の拠点でありますので、今後ともいろいろご指導いただければと、このように思っております。どうぞよろしく

お願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）町長からも観光業、非常に重要な町の産業であるということをおっしゃっていただきました。重要というところはもちろんなのですが、私自分が四万温泉、観光地に住んでいるというのも半分。しかしながら、やはり町のこれからの未来というところを考えたときに、観光業というところは非常に大事な役割を持つてくるのかなと考えております。やはり観光は観光だけではなく、農業とも林業とももちろんつながっておりますし、いろんな産業とつながっているのが観光なのかなと考えております。言うなれば、心臓ポンプの役を観光は担えるのかなということも考えておりますので、例えばなのですけれども、先ほど町長のほうからインバウンドと国立公園のお話もちよっと出たと思うのですけれども、国立公園という部分では本当にインバウンドの方が国立公園に対する見方というのがやっぱり違いまして、今四万温泉という昭和レトロといったような言葉が出てくるのですけれども、昭和レトロというのはやはり外国人の方には通用するものではございません。もちろん日本人でも何あの汚い温泉という人ももちろんいますし、ただ汚れて古くなった看板だったり、そういっただけの捉え方をする方ももちろん数多くいらっしゃいます。そういったところをこれからどういうふうに刷新していくのかということも今後温泉地の四万温泉にしてみれば課題かもしれませんし、また沢渡温泉に目を向けますと、とてもすばらしい遊歩道がございます。そういったところをどうやって有効活用してくのか、温泉をどうにやってもっともっと知ってもらえるのかということもこれから町がすべき施策の一つとして考えられるのではないかなと思っております。

また、最初のほうに同僚議員が質問をされておりました野反湖ですとか、芳ヶ平の公園ですとかというところもやはりそこに連れて行くということがこれからすごく大事になってくるのかなと思っております。ただ行ってくれということではなく、こちらで連れて行く、案内をするという部分がとても大事になってくるのかなと思っております。そういった人をもっと育てて、それを生業にするような形で観光に携わっていただくというのがこれから大事になってくるのかなと思っておりますので、ぜひそういったところの人材育成といった部分も町として力を入れていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、一番今回この観光のことで町長にお願いしたいことがございます。それは、同僚議員からも少しお話出ましたけれども、町が主体となって観光を盛り上げようという流れというのが今国、そして県にとっても大きなうねりとしてあるというところがございます。例えば観光庁の事業で地域と一体となって町が観光地、観光産業の再生、そして高付加価値化を事業化するという、そういった大きな補助金のプロジェクトもあることは、たぶん町長も御存じなのかなと思っておりますが、例えばみどり市におかれましては、国民宿舎サンレイクというところの再生事業ですとか、隣のみなかみ町にしてみれば旧「一葉亭」のそこの再生事業ということで、町全体を活性化していこうと

いう、町と官と大学、学、そして金融機関の金、そして民間ということで、その4者が一体となって地域連携を結びまして取り組むというようなことも町が主体となってやっております。そこには、町がこれから観光でしっかりと町を盛り上げていくのだという強い姿勢が見られ、そこに対する予算投入の額も桁が違っております。もちろんみどり市は市ですので、財政的にもまたとても余裕がある部分もあるかなと思うのですけれども、隣のみなかみ町にしてみれば当町とそんなに規模は変わらないところがございますので、そういった国の補助金事業というところをうまく早く準備をすることによって採択につなげているというところは見受けられますので、その事業、四万温泉も実は2回ほど過去に採択されて使っている事業なのですが、今回3回目というところでなかなか審査が厳しいということで、審査が1回、2回とあってもう1回目は落っこちてしまったのです。ほかの草津、伊香保、みなかみは普通に2回目まで審査通って採択されてその事業を今行っているということでございます。実は、本日3時に四万温泉3回目の審査の結果が出るということで、今ちょっとドキドキしているところなのですけれども、うまく採択されればいいかなとは思っているのですが、そういった中でとにかくほかのところは町が本当に一生懸命後押しをしてやっているというところがありまして、ちょっとまだ中之条町は置いてけぼりを食っているのかなと、残念なことなのですが、そういった感じが見受けられます。

とても四万温泉、沢渡温泉、そして中之条町いいところいっぱいありますので、温泉だけではなくて、本当に自然も豊かですし、特にビエンナーレもそうですが、人がいいのが中之条町のいいところだと思いますので、ぜひ町が一体となってこれから観光もほかの産業もみんなが手と手をつないで一生懸命中之条町をやっていくという、そういった音頭を町長が中心となって取って引っ張っていただきたいなと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

ちょっと熱くなってしまったのですけれども、最後にこの観光産業についての要望という形になってしまっているのですが、最後に1つだけちょっとお願いをしてこの質問を終わりにしたいと思います。以前コロナ禍で如月キャンペーンというキャンペーンを町に行っていただきました。冬場、1月の終わりから2月、そして3月ぐらいまでやっていただいた経緯があるのですけれども、この如月キャンペーン、2月の閑散期にまたぜひやっていただきたいなと思っております。新年会とかなかなか四万、沢渡弱くて、忘年会もそうなのですけれども、近くの伊香保に行ってしまう町民の方も多々いると聞いております。そういったところを何とか地元を引き込んで同級会ですとか、新年会、そういったところで使っていただいて、町民の皆様に広告塔となって中之条町、温泉のよさをアピールしてもらおうというところが一番大事なのかなと思いますので、ぜひ再検討をお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。もし如月キャンペーンについてご見解いただければ、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）如月キャンペーン、何回か町の政策として、これはコロナの関係もあったのだと

思うのですけれども、観光客が減ってきたということで、実は私就任して間もなく、去年の12月頃ですか、四万温泉協会の方々と要望等の話をさせていただきました。如月キャンペーンについて、こちらからどうされたほうがいいですかってちょっと投げかけをしたら、私とたまたまその温泉協会会長さん含めて役員さんが話が大体一致したのですけれども、いつまでも補助金があるから温泉ではなくて、四万はすばらしいのだという、我々も温泉地として努力をしていきたいのだというのを協会会長さん、副会長さんされました。だから、たまたまコロナだったですから、いろいろな補助金もあるので、そうかといってコロナ明けても今度は物価高騰が波が来たものですから、そういったことはやはり観光業をやっている四万温泉、沢渡温泉の方と情報を、連絡をしっかりといただいて、やっぱり私が考えるのは如月キャンペーンも非常に大切だと思いますけれども、四万は、沢渡は、そして六合の温泉は中之条町にとって最高のこのPRポイントだと思うのです。いろいろなJRの東京駅、あるいは上野駅の駅長さんにも私面会に行ってお話を活動してきたのですけれども、本当に中之条はすばらしいものがあるのだと。それに加えて、先ほど言いましたけれども、野反湖もあればチャップマンもあれば、非常に文化遺産があると。ただ、私たちが考えるのは、弱いのはPRがやっぱり中之条町として弱いのかなということは、自身も感じております。ですので、如月キャンペーンという方法もありますし、やはりもう一度四万のゆったりとした温泉につかっていただくのだと。やっぱり観光業の方にお伺いしますと、ヨーロッパなんかというのは1週間、10日間平気で泊まるという、そういう滞在型のお客さんが多いと。日本人は、一生懸命稼ぐのですかね、1日、2日で帰られてしまう。一昨日ですか、群馬県で今度山本一太知事が週休3日制を試行的にやるということを出してきました。ということは、日本中がやはりこの働き方改革というのをしっかりこれから取り組んでいって、先ほど山田みどり議員の話にもありましたけれども、仕事も一生懸命するのだけれども、やっぱりそういう休暇もしっかり取るのだ、男性の育休も取るのだというような、そういうふうな国のほうも制度が変わってきていますので、そういったことを考えるとまだまだこれから四万、沢渡、それから六合、我々はPRをしていけばおいでになっていただく方は増えてくるのではないかと、こういう期待もいたしておりますので、ぜひまた佐藤議員にもいろいろお知恵を拝借しながら観光にはしっかり力を入れてPRをしていきたいと、このように思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございました。

如月キャンペーン、ちょっと補足をさせてください。町民限定というところを言い忘れたので、そういったところで、そんな大きなイベントではなくてもいいのだと思っています。町民限定の如月キャンペーンというところ、これ伊能町長のときにも提案はさせていただいているので、そういったところまたよろしく願いいたします。

続きまして、中之条ビエンナーレについての質問に移りたいと思います。今回で9回目となった

ビエンナーレですが、先日の永井観光商工課長の報告によると、来場者数が延べで過去最高の48万人とのこと。町実行委員会をはじめ作家のみなさん、地域住民のみなさん、関係各位の努力のたまものであると考えますが、これまでに……その数字、48万人という過去最高の数字を達成したその結果についてどのようにしてその結果に至ったのか、その成果の分析と今後さらにすばらしい芸術祭として成長させていくための課題の克服について町ではどう考えているのか町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）佐藤議員おっしゃいますように、今回のビエンナーレ、過去最高9回目といたしまして48万人ということでございます。恐らく要因としては、コロナが5類に移ったのかなということと中之条のビエンナーレが全国的に認知をされてきたのかなと、こんなふうにも思っております。おかげさまで事故もなく無事に終了することができました。多くの皆様にご協力をいただいたこと、本当に感謝をいたしております。期間中は、町内の至るところでにぎわいが生まれまして、中之条ビエンナーレがアートイベントとして定着していることを改めて確認をさせていただきました。詳細な成果分析につきましては、今後実行委員会において精査し、2月に開催予定の運営委員会において提出する予定とのことですので、少し時間をいただければと思っております。

観光の視点から見ても巨大な経済効果、これを生み出したものであると思っております。来場者では、おおむね好評いただく中でありますけれども、やはり現代アートということでもありますので、現代アートは難しい、作品の意味が分からないといったような感想も未だ一定数ございますけれども、展示だけでなく、いかに伝えるかという視点で取り組み、力を注いでいく必要を感じておりますし、海外から今回も大勢のアーティストの方にいらしていただきました。外国語対応ができるスタッフの確保、こういったことも課題になってくるのかなと、こんなふうに思っています。

また、ボランティアでは地域住民の高齢化と人口減少に伴い、負担のかからない運営方法も必要となっております。会場につきましては、基本的に廃校舎や空き店舗を活用していることから、建物の老朽化が進んでいるため、安定した会場の確保と併せて一番今回問題になったのが駐車場の問題が大きく問題になりました。こういったことも課題となっておりますので、今後來年、2025年の10回の開催に向けまして改善策を模索しながら少しでも課題を克服してビエンナーレにおいていただく方が楽しんでいただけるような、そういったビエンナーレにしていきたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ビエンナーレについて、答弁をいただきました。

本当に過去最高の入場者数ということで、内容もとてもすばらしいものになってきたなと感じているところでございますが、しかしながら今後次が10回目の節目を迎える芸術祭、祭りになるということで、さらによい芸術祭にしていくためにあえて課題というところを提言させていただきたい

などと思います。

先ほど町長からも駐車場の問題、最初の質問で私のほうからも出しましたインバウンド対策というところは、もう既にやらせていただいているので、カットしますが、一つに作品展示場所の偏りというところもあるのかなと思っております。もちろん展示場所がないという部分もあるだろうし、名久田、青山、市城というところに作品が全くないというところ、やっぱり町民感情としてぜひ近くという方ももちろんいらっしゃいますし、できればこれからそういったところも考慮に入れてお祭りをやっていっていただきたいなと思います。

もう1つ、町なか、中之条伊勢町地区の飲食店や商店さんの利用率という部分でございます。そういったところがあまり伸びていない。ビエンナーレも平時でも変わらないといったような意見を聞いております。四万温泉とか、例えば伊参だったりすると、昔昼食難民といった言葉も出ましたけれども、それを解消するために恐らくキッチンカーを呼んでいただいたりということで、来場者はたぶん満足して帰っていつているのかなと思うのですが、最終的に何を目標しているのか、町としてといったときにやはりその経済効果というところも期待して開催している部分ももちろんあると思いますので、町内の飲食店、商店さんにお金が落ちるような仕掛け、仕組みづくりといったようなもの、例えばなのですけれども、今回スタンプラリーをやったと思うのですが、そこにもう1つスタンプの押す場所を作っていただいて、飲食店さんだったり、商店さんでお買い物をしたり飲食をすると、そこにはんこを押してもらおうと、さらにもう一ランク上の景品がもらえるとか、そういったちょっとした仕掛けでもいいのだと思うのです。そうしたことでお客様がいろいろなお店にも回っていただくというような、そんな仕掛けとかをこれから考えていっていただければなと思いますので、提案として申し添えておきます。よろしく願いいたします。

そして、今回のビエンナーレ、一番大きな違い、前回までとの違いというのはやはりインバウンド、外国人観光客の来場者の多さだと思います。もちろん芸術作家の方も増えていきますし、そういったところとても今までと違ったビエンナーレだったのかなと思います。その芸術家さんたちが滞在して作品を作るといったところ、アーティスト・イン・レジデンスというところでの利用状況と成果について、町ではどんな分析をしているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）なかなか横文字が得意でないのですが、アーティスト・イン・レジデンスのお尋ねについてお答えをさせていただきますが、作家の方が安心して滞在をしながら作品制作をしていただくため、各エリアごとに宿泊施設を用意させていただきました。7つの施設を準備し、105人の作家が宿泊をされて、延べ2,873人お泊まりになった、利用がありましたということでございます。地域の文化や風土に触れまして、地域の住民の方々とも交流をしながら滞在制作を行う、これはビエンナーレにおいてその役割を果たせたのかなと思っております。細かいもし数字等があれば担当の課長のほうから説明をさせますが、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ビエンナーレについては、最後の質問になります。

先ほども申し上げたとおり、次回は10回目という節目を迎えるわけですが、改めてその開催の経緯と目的を伺うのと併せて、その10回目の芸術祭をどのような祭典にしていくお考えか伺いたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ビエンナーレ、先ほど来この次、再来年が10回目ということでございます。

まず、ビエンナーレ開催の経緯と目的についてお話をさせていただきます。当時有笠山荘を拠点に活動しておりました「吾妻美学校」の芸術家と地域づくりを模索していた町関係者が、若手芸術家の育成と町の芸術・文化レベルの高揚を図り、地域資源の活用による地域活性化と自然や文化を再発見し、全国に発信することで地域経済を活性化させ、中之条町を元気にすることを目的としてスタートとしたと聞いております。

佐藤議員のおっしゃるとおり、2025、10回目の開催となります。どのような祭典にしていくかというお尋ねでありますけれども、総合ディレクターの構想や実行委員会から意見を集約した上での作業となりますので、正直これからいろんなことを模索しながら運営委員会で提示していく流れになると思っておりますので、ご意見等がございましたらよろしく願いいたします。

作家主導で始まった芸術祭でありますけれども、回を重ねるごとに作家と行政、住民が連携して運営を行う地域に根ざした芸術祭になっており、現在その3者の結びつきは他の芸術祭にない特色であると感じております。地域内での芸術文化振興を深め、県外、国外へさらなる広がりを期待し、併せてこれからも地域とともに歩む中之条ビエンナーレであってほしいと願っております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございます。

来年1年充電期間がございますので、ぜひ第10回目、すばらしい芸術祭になるように私も祈念したいと思います。

続きまして、次の質問、3番目の安心安全な町づくりについての質問に移らせていただきます。この問題なのですが、質問ですが、同僚議員が団員不足解消について先ほどしっかりとやっ
ていらっしやいましたので、団員不足解消のための町がこれまで行ってきた事業というところでの消防団員応援協力の店募集事業というところの要望だけ伝えさせていただければなと思います。この新入団員の確保、そして途中退団者の抑止というところで、そのためには団員本人の意思だけではなく、職場や家族の理解と協力がとても大切なのは言うまでもありません。団員、そしてその家族の負担を少しでも減らそう、地域ぐるみで消防団を応援しようという、その趣旨に賛同する事業者や店舗を募集する取組が消防団応援協力の店募集事業であると認識しております。これまでに消

防団員やその家族がどれだけ登録店を利用されたのか、もし利用状況、アンケート等を取ってその数字があればお願いしようと思うのですが、ありますか。なければ、そのままこれからそういったデータ取りというところをやっていただいて、消防団応援の店の追加募集であったり、内容の確認をすることによって利用状況の把握ですとか、そういったアンケート調査をしていただきたいというその要望をお伝え申し上げて、この質問は終わりにしたいと思っているのですけれども、今までアンケートとかを取ってそのデータがあったりしているのかどうか、そういったところだけちょっと前の流れといいますか、消防団応援の店に対する成果みたいなどころがあるのか、ないのかというところだけお聞かせ願えますか。すみません。

○議長（安原賢一）総務課長、お願いします。

○総務課長（朝賀 浩）では、成果ということで私のほうから答えさせていただきます。

既に御存じかもしれないのですが、消防団員の応援の店につきましては、議員おっしゃるとおり日頃お仕事をもちながらご家族のご協力の下、訓練等に従事しているわけですから、火災などいざというときに活動していただく消防団やその家族、こういったものを各店舗で使える団員証を配布しまして利用していただく、割引サービスを利用していただくというものでございます。既に県内でも中之条町では280店舗、また町内でも40店舗登録いただいております。ただ、町としては今議員おっしゃるとおりアンケートということでございますけれども、やはり事業所の負担軽減というのももちろんございます。団員だけではなくて。ですので、特に実績をこちらは求めてございません。したがって、今現在利用件数がどうか、今後アンケートを実施するのかというのはちょっと予定はないのですけれども、ただホームページ等を見させてもらうと登録者数も増加傾向にございます。こういった点から言えば、議員おっしゃるとおり一定の成果は上がっているものだというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございます。

成果は上がっているということで、喜ばしいことかなと思いますが、今消防団員、なかなか成り手がなくて困っているという状況なのですけれども、よく詰所の前に消防団員募集中というのぼりをよく見かけます。恐らく消防団員募集中というのぼりを見て募集しているので、入れてくださって来る人というのはたぶん一人もいないなと思っております。であるならば、そののぼりの分は消防団協力の店ののぼりに変えて各店舗の前に差したほうが効果があるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

また、ホームページを見ますと41件登録が確認できます。サービスの内容として、消防団員本人とその家族というところをやってくださっている店舗も7割ぐらいありますので、ただ消防団員の団員証の提示というところに引っかかってしまってなかなか消防団員の家族が、自分の息子さんの消防団員証を持って買物に行くということはなかなかないので、できれば家族カードなるものを作

っていただいて配布していただくと使いやすいのかなと思いますので、提案としてお聞きいただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に行きます。先ほど消防団員の負担軽減だったり、なり手不足の解消という部分の質問、同僚議員がされていましたが、令和3年9月定例会議における一般質問におきまして、消防団員の研修手当についての質問を私もさせていただきました。これは、消防団員が各種研修を消防学校に行き講習を受ける際の通勤手当、ガソリン代の支給のみが今費用弁償として出されているということですが、会社を休んでその消防学校に入校しなければならないというところ、休業手当の支給をお願いしたところでございます。その質問を要望をしたところ、町からは今後検討していくとの答弁をいただいておりますけれども、それを現在ほどのような状況になっているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長。

○町長（外丸茂樹）消防団員の方が消防学校に入校されたときのという費用弁償等についてのお尋ねでございますけれども、現在消防学校入校された団員には、費用弁償として支給をさせていただいておりますけれども、併せて団員の勤務先へは消防学校入校に際しての派遣依頼を送付し、協力をお願いをいたしております。休業退職手当につきましては、勤務先の企業や企業が加入する組合や団体等から支給すべき趣旨のものだと考えております。仕事を休んでということで、勤め先のご理解、ご協力には大変感謝をいたしておりますし、団員本人の消防学校まで出向いて知識や技術の習得に励んでいるわけでございますけれども、繰り返しになって本当に恐縮なのですが、休業退職手当については現状のままでご理解をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）今後さらに検討を重ねていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、防災士についてお伺いいたします。町では、地域防災力の向上を図り、災害に強い町づくりを進めるため、防災士の資格習得に係る費用の補助、防災士育成事業補助金の交付を行っているものと認識しております。

そこで、町では今何人防災士登録されているのか。そして、防災士、どのくらいの人数をどういった地域に必要と町は考えているのか。災害時における防災士の役割として、どのようなことを想定しているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）細かい数字については、総務課長のほうから答弁をしていただきますけれども、防災士についてのお尋ねでございますけれども、佐藤議員も本団等を含め、長く消防団員としてご活躍をされており、またご自身も防災士の資格を取得されていると承知をいたしておりますので、私から防災士についての説明をするのもちょっと僭越なのですけれども、防災士は自助、共助、協

働を原則として社会の様々な場で防災力を高める、こういった活動が期待され、そのために十分な知識と一定の知識、技能を取得したことを日本防災士機構が認証するものでございます。同僚議員の中にも、既に防災士の認証を受けていらっしゃる議員もいらっしゃいます。町でも地域の防災強化に向けた取組を推進しておりますけれども、やはり町だけの力では限界がございます。災害が大きければ大きいほど消防や警察などの公的な救援活動が十分機能するまでの間に時間がかかってしまいます。例えば災害の発生直後の初期消火や誘導避難、避難所開設など住民自身で協力し合い、そのためには災害への備えは防災訓練が必要となります。防災士の皆様には、そのためのお声がけをいただく役としてリーダーシップを発揮していただくことが大切な人材だと考えております。県内でも2,000名を超える防災士の認証登録があります。町でも、防災士の養成の必要を強く感じております。多くの自治体が防災士を養成し、自主防災組織や学校職場に配置するといった事例が広がっております。防災士の社会的評価と期待は、急速に高まっております。多くの方に防災士に興味を持っていただき、また実際に活動していただくためにぐんま地域防災アドバイザー、防災士登録への補助として教本代3,500円、資格取得試験受験料3,000円、資格認定登録料5,000円を補助いたしております。議員ご指摘のとおり、そういった方々のネットワーク、横のつながり、こういったことも考慮しながら意見交換の場も必要と考えております。現在の登録者のほとんどが男性でございまして、また消防団員OBや現職団員が中心となっておりますので、多様な分野から受講や登録が今後増えてくれればいろんな意見が聞けると思いますし、そうなることを期待しております。

数的に中之条町の防災士の人数等については、総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀 浩）実際、防災士の人数ということでございます。

令和4年度末の実績になりますけれども、19名の方が防災士で登録されております。先ほど町長のほうから答弁がございましたけれども、こちらの同僚議員の中にも佐藤議員はじめ既に登録されている方もおりますし、ただどうしても偏りが男性と女性とありますし、また取った分野、消防団員のOBですとか、かなり偏りがあることは実際事実でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございました。大分時間が迫ってきたので、駆け足になって申し訳ないのですが、答弁のほうもありがとうございます。

今回外丸町政においては、危機管理室の設置というところをやっているわけですが、この今現状防災士が災害現場でどのような役割を果たすのか、実際災害起きたが、どんな役割をするのかということというのは、消防団だったり、消防協力会だったりいろんなところのすり合わせというのがこれから必要になってくるのかなと考えております。消防協力会があるように、防災士会といったような防災士同士が意見交換をする場ということも今後つくっていただけるよう検討

をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、4番、町営河川敷ドッグランについてご質問させていただきます。今年の6月にある町民の方から町営河川敷ドッグランについて、大型犬と一緒にだと小型犬が怖がって利用できないため、小型犬専用エリアを造ってほしいという方がたくさんいるので、何とかしてほしいとの要望をいただきました。今ある施設を小型犬専用エリアと大型犬と小型犬、どちらも入ることができる2つのエリアに分けるか、新たに小型犬専用エリアを造ってほしいとのことでした。早速町担当課に相談したところ、近隣のドッグラン施設の情報収集をはじめ現地視察、そして町長もそこに同行されたとの報告をいただきました。そして、町からどのような方法がよいか検討していくとの回答をいただき、要望された町民の方に連絡をいたしました。その後、その町民の方は対策を急いでほしいとの要望と併せて、税金の無駄遣いにならないように小型犬のみ利用可能な時間制限を設けての運用をするなどの提案を直接町に、町長にされたと伺っておりますが、今後この問題について町ではどのような対応を考えておられるのか、お伺ひいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）佐藤議員のほうからもそのお話しをいただいたり、町民の方々から大型犬、小型犬、これのエリアのことについてお尋ねありまして、私も実は副町長もみんなそのドッグランのところ行って見てこようというので、別々だったのですけれども、天狗の湯、あるいは高山のほう行って見させていただきました。やはり大型犬と小型犬は、別々に設置してあるところが全体的に多いようです。私が河川敷のドッグランに行ったときに2の方が大型犬を持っていらして、小型犬もいたのですけれども、どちらからおいででしょうかねってお尋ねしたら、高崎からですと。今一人は、軽井沢ですと、そんな遠くからわざわざお見えになっていただくのですかと言ったら、はじめてだって言うのです、どちらも。中之条のドッグランは、そういう愛好者の間では本当に整備ができて素晴らしいという、人気が高いのですよというお褒めの言葉をいただいたので、私は犬は飼っていませんけれども、では中之条のドッグランというのはマニアの間では非常にいい評価をいただいているのだなということは認識をさせていただきました。

お尋ねの、お申出のあったその時間帯をとということもありますけれども、実態は聞いてみたほうがいいのだろうということで、私もそこにいらした方々に独自のアンケートをさせていただいたら、やっぱり時間帯をとというのもいいのでしょうかけれども、そういったことも踏まえて検討をさせていただきますと言ったら、例えば今年みたいに暑いときですと、例えば4時から5時頃は小型犬ですよとって、その後6時からってその頃は暑くてしょうがないとか、いろいろな意見があるものですから、なかなか一本に絞るのに少し時間をかけさせていただきたいと。今時期になると、やっぱり4時になるともう暗くなってしまいますから、その時間帯の分けるのも一つの方法かもしれませんが、少しご意見をまた少し聞いて考えてみようかなと、そんなふうに思っております。現在のドッグランのことについて、約1,500平米で河川敷に15年前から造ってございます。先ほど言っ

たように本当にすばらしい施設ということで、好評となっております。今申し上げさせていただきましたが、やはり大型犬、小型犬それぞれのご利用があるようでありますので、小型犬専用スペースを新たに設けるか、既設のドッグランに仕切りをつけて対応するか、あるいは時間帯をというようにいろいろな意見があるのは伺っておりますので、今後そういった方々、あるいは利用者の意見を尊重しながら検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございました。

ぜひ検討していい方向でやっていただければいいかなと思います。よろしくお願いします。

最後、5番、町民パスポートのデジタル化については、補正予算でこれをやる方向であるということを知っておりますので、やめます。

以上で終わります。

○議長（安原賢一）佐藤力也さんの質問が終わりました。

○

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の19日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午後3時21分）

令和5年第2回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	令和5年12月19日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和5年12月19日 午前9時30分						
	閉会	令和5年12月19日 午前10時20分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならびに 欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	13番 剣持 秀喜		14番 小栗 芳雄		1番 原沢 香司			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		町田 岳彦		書記		奥木 明彦	
	議事書記		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	小池 宏之
	副町長	篠原 良春	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	会計管理者	剣持 和美
	企画政策課長	山本 嘉光	企業課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	須崎 幸夫
	保健環境課長	倉林 敏明	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第 3 号

(令和 5 年 1 2 月 1 9 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議)

- 第 1 議案第 1 号 令和 5 年度中之条町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 議案第 2 号 令和 5 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 3 号 令和 5 年度中之条町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 4 号 令和 5 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 5 号 令和 5 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 号 令和 5 年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 号 令和 5 年度中之条町発電事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 8 号 令和 5 年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 9 号 令和 5 年度中之条町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 0 号 令和 5 年度中之条町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 1 号 令和 5 年度中之条町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 2 号 令和 5 年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 議案第 1 3 号 中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第 1 4 号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 5 号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 6 号 中之条町印鑑条例の一部改正について
- 議案第 1 7 号 中之条町手数料条例の一部改正について
- 議案第 1 8 号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 1 9 号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 2 0 号 四万清流の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 1 号 中之条町六合簡易水道事業の設置等に関する条例制定について
- 議案第 2 2 号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 2 3 号 中之条町特別会計条例の一部改正について
- 議案第 2 4 号 中之条町高齢者センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 5 号 尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 6 号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 7 号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正について

- 第3 議案第28号 六合診療所指定管理者の指定について
- 第4 議案第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第5 陳情第3号・第4号
- 追加日程第1 議案第2号議案 「国道292号の線形改良を求める意見書」の提出について
- 第6 議員派遣の件
- 第7 閉会中の継続調査（審査）特定事件について

○

◎ 開 議

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。第2回定例会12月定例会議の本会議も本日で3日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

また、各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと録画録音される恐れがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

- ◎ 議案第 1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第8号）
- ◎ 議案第 2号 令和5年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 3号 令和5年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 4号 令和5年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 5号 令和5年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 6号 令和5年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 7号 令和5年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 8号 令和5年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 9号 令和5年度中之条町上水道事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第10号 令和5年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第11号 令和5年度中之条町下水道事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第12号 令和5年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（安原賢一）日程第1、議案第1号から第12号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る5日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）皆様、おはようございます。私からは、2点ほどご質問をさせていただきたいと思えます。

議案第1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第8号）についてのご質問でございます。まず、1点目です。議案書の28ページ、6款2項1目における治山事務事業400万円についてのご質問をさせていただきたいと思えます。先日の産業建設常任委員会でこのことについて同僚議員のほうからも質問があり、私も傍聴させていただいておりました。町の負担が1割ということで、4,000万の1割の400万ということは伺っております。この事業につきまして、今後の工事のスケジュール、工期、そして内容の説明についてよろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）農林課長。

○農林課長（小池宏之）佐藤議員のご質問にお答えいたします。

治山事業費、こちらですが400万円計上してございまして、おっしゃるとおり事業費的には4,000万の事業費の10%ということになってございます。

内容ですが、こちらにつきましては、岩本地区の治山事業の工事が増えた分と、それから四万地区で災害がございましたエリアのそちらの土砂の撤去作業費、それから来年度治山事業を行うに当たりましての設計費が本年度こちらに計上されてございます。岩本地区の事業の増えた分、四万地区の土砂の撤去をした分、それから来年度の事業に向けた設計の費用となっております。

そして、来年度につきましては、本年度のこの設計に基づきまして、四万エリアの上を走っていますバイパスと温泉街を走っています町道の真ん中辺りに堰堤を造って土砂が落ちてこないようにする工事を来年度、本年度の設計に基づいて行う予定でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございました。

続いての質問にいきたいと思えます。同じ28ページの6款2項4目林道開設改良事業について、ご質問をさせていただきます。この負担金補助及び交付金ということでの県営林道負担金、先ほどと同じような形で町の負担がどのくらいなのかということと、この事業を行う予定の場所がどこになるのかということをご説明いただければと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（小池宏之）お答えさせていただきます。

まず、こちら事業費につきましては、17%の町の負担となっておりますので、およそ800万前後の事業費のうちの17%というような形になってございます。

場所といたしましては、名久田地区の平、旧第五小学校、名久田小学校、そちらの北側の山林に

入っていく七曲2号線というものになってございます。こちら非常に優良な森林がそちらのエリアにあるものですから、そこまで大きな車が今入っていけないような状況がございまして、そこに木材等を積載できる車が入っていけるだけの道を造りたいということで行っている事業でございませぬ。こちらを行っていたところ、湧水が非常に激しい部分がございまして、常にぬかるんで水が湧いてしまうような部分が新たに出てきてしましまして、そちらの排水の工事、そちらのほうが増えましてしまったということでの補正となつてございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ございませぬか。12番、福田さん

○12番（福田弘明）民生費の保育所運営費用、それと幼稚園、教育費における幼稚園費、これの中で人件費について変動が多く計上されているのですが、まず現在における幼稚園並びに保育園の園児の数、それと職員の配置基準、それとそれをクリアしているかどうかについてお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）保育所、また幼稚園の人件費につきましては、4月の人事異動に伴うものが主なものと、あとは人事院勧告によりまして、人件費のほうがたくさん出ている状況でございませぬ。

先ほどお尋ねの現在の幼稚園、保育所の入所者数、入園者数でございませぬけれども、まず伊勢町保育所が今現在全部で139名の予定でございませぬ。保育所のほうは、ゼロ歳児が6か月を過ぎてから入所してくるものですから、まだ今年度入所していない子どもが何人かおります。この先また1月、2月、3月に順を追って入所してくるような状況でございまして、最終的には139名になる予定です。中之条保育所のほうは、同じくまたこれから入ってくるお子さんがいますけれども、予定では142名になる予定です。六合こども園のほうは、ゼロ歳児はいませぬので、これは令和5年度現在の数字で10名の入所になっております。中之条幼稚園のほうは、これも3歳児からですので、もう今現在は確定した数字になりますけれども、35名です。沢田幼稚園が12名でございませぬ。

配置基準でございませぬけれども、こちらのほうはまず保育所のほうなのですが、国の配置基準ではゼロ歳児は3人に1人の保育士を配置する。また、1歳児は6人に1人の保育士を配置、2歳児も同じく6人に1人、3歳児は20人に1人の保育士の配置、4歳児は30人に1人、5歳児は30人に1人でございませぬ。町の基準は、これよりいい形にしておりまして、ゼロ歳児については3人に1人は変わりませぬ。ただ、3の倍数、例えば3歳児が3人いれば2人の保育士を配置する、6人になれば、本来であれば2人なのですけれども、そこにもう1人追加して3人の保育士を配置するというような形でゼロ歳児についてはそういった対応をしております。また、1歳児につきましては、国、県の基準が6人に1人のところ、5人に1人というような配置基準になっております。2歳児につきましては、国、県の基準と同じで6人に1人の保育士です。3歳児につきましては、20人に1人の配置基準は同じでございませぬけれども、子どもの数が16人から20人の間になった場合には、そこにもう1人、TTと呼ばれるチームティーチングの先生を1人追加をしまして2人、ですので

16人から20人になれば2人の配置になります。4歳児につきましては、国、県の基準が30人に1人のところ25人に1人という形にしております。また、ここにもチームティーチングの先生を配置しております、子どもの数が21人から25人になった場合には、チームティーチングの先生を1人配置して2人体制にするという形にしています。また、5歳児につきましては国、県の基準が30人に1人のところ、同様に30人に1人なのですが、町のほうも30人に1人なのですが、これもやはりチームティーチングを26人から30人の子どもになった場合には1人配置するという形で、2人体制で行っているような形でございます。

また、幼稚園のほうも国、県の基準を上回っている配置をしております、3歳児については国、県の基準が35人に1人ところ20人に1人という形で教諭を配置しております。また、3歳児につきましては、子どもの数が10人から15人になった場合には安全係というものを1人配置する。また、16人から20人になった場合にはやはりチームティーチングという形で1人配置するというような基準を設けております。4歳児につきましても国、県の基準が35人に1人のところ、町では25人に1人という配置をしております。また、同様にチームティーチングで21人から25人の子どもがいる場合には1人配置をする。また、5歳児につきましても国、県の基準が35人の1人のところ、町では30人に1人の配置をしております、同じようにチームティーチングが子どもの数が26人から30人の場合には1人追加して配置するというような基準を設けております。

今の配置状況ですけれども、令和5年度スタートを切ったときには保育士の数、正職員が43名おありまして、そのうち産休、育休を取っている方を除いて39人が配置をしております。そこへ会計年度任用職員、こちら33名配置しまして、正規の数といいますか、そういった形で配置をしました。失礼しました。そこには、またプラス特別支援員という先生を配置をすることがあります。発達の特徴があったり、場合によったら障害をお持ちのお子さんに対して、やはり特別に配置をする先生がおありまして、その数も含めて全部で72人の保育士を配置をしております。これは、幼稚園、保育所全てを合わせた数でございます。そのほかにもパートタイムで延長預かりであったり、早朝預かりだったり、一時預かりであったり、そういったところには配置をしておりますので、あくまでも正規の職員とフルタイムの会計年度任用職員で72名という形でございます。

ただ、年度途中でやはり病休であったり、産休であったりというような形で途中から休みを取得する方がおります。そうったところがちょっと不足をするものですから、9月の補正、また今回の補正でも中之条保育所のほうは追加で上げさせていただいたのですが、委託業者をお願いをしまして、保育士を委託をする予算を計上させていただいております。ただ、保育士のほうは不足した場合にすぐ見つけるといっても人が見つからない現状がありまして、委託業者のほうにもなかなか人が見つからないというような現状もございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）職員の配置基準については、国、県の基準とは別に中之条独自に少人数に対応しているというような内容だったのですが、今年6月に閣議決定で決まった中を先取りしてやっていただいているのかなと思っておりませんが、5歳児についても30対1から25対1に閣議決定のほうはなったのではないかなと思うのですが、そのへん中之条の基準はどうなっておりますでしょうか。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）申し訳ございません。

5歳児について、25人に1人になったということをやっとまだ私承知しておりません。現在も30人に1人というような考え方でおります。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）そのへんを確認されまして、対応していただければと思っております。

それと、職員の方は男性の方もいらっしゃるのでしょうか。そのへんをお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）男性職員は、募集のほうは男性、女性特に問わずに募集はしております。男性職員につきましては、中之条保育所に今現在1名配置をしておる状況でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）やはり男性は、結構力仕事とかもろもろ男女によるあれはないのですが、肉体的な違いはありますので、できれば伊勢町保育所ですか、そちらのほうにも男性職員を配置していただければと思っております。これ要望なのですが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第8号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和5年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和5年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和5年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和5年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和5年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和5年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和5年度中之条町上水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和5年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和5年度中之条町下水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和5年度中之条町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



- ◎ 議案第13号 中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ◎ 議案第14号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第15号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第16号 中之条町印鑑条例の一部改正について
- ◎ 議案第17号 中之条町手数料条例の一部改正について
- ◎ 議案第18号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第19号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
- ◎ 議案第20号 四万清流の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第21号 中之条町六合簡易水道事業の設置等に関する条例制定について
- ◎ 議案第22号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- ◎ 議案第23号 中之条町特別会計条例の一部改正について
- ◎ 議案第24号 中之条町高齢者センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第25号 尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第26号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第27号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（安原賢一） 日程第2、議案第13号から第27号を一括議題とします。

これらの議案につきましても去る5日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。5番、山田さん

○5番（山田みどり） 議案第15号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のことについて質問をいたします。一般質問でもさせていただいて、この条例に対してはおおむね賛成なのですけれども、ただやはり職員と一緒に遡及することが難しいというような答弁でありました。やっぱり処遇については、今後本当に改善をぜひ進めていただきたいということと、あとは一般職員と比べて会計年度任用職員が260名ととにかく県内でも本当に会計年度の人数がとても多いのです。その遡及に関しても、やっぱりこの人数に遡及するということは困難だということも、非常に理解しました。ただ、ほかの自治体では遡及する自治体もあるということで、そういうほかの町村との均衡も取れないというような状況になっているということを考えると、やっぱりこの会計年度任用職員を、切れということではないのです。ただ、やっぱり正規職員にして働いていただ

くとか、民間とかに委託して働いていただくとか、選択をもう少し増やしながらか会計年度任用職員のこれだけ増えてしまったものをやっぱり少し今後どうしていくか、もちろん処遇改善は必要なのですけれども、町長として今後処遇改善に向けてどういうふうを考えているか答弁いただきたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）山田議員からのご質問、一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、ご指摘のように非常に中之条町は会計年度の職員が県下の中でも非常に多いという状況もあります。これは、いろいろなことが重なったのだらうと思いますけれども、今後山田議員のご意見もしっかりお聞きしながらさらに職員の働きやすい環境を整えていく、こういうことも必要なのではないかと思しますので、引き続き検討させていただいたり、近隣の状況等もやはりいつもアンテナを張って状況を確認しながら考えていければと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）外丸町政になって、非常に職員の意見を聞きながら、職員のところによく出向かかれているなどというふうに拝見しています。そういう面でも職員のきちんと声を聞いて、外丸町政になってやっぱり職員が本当に生き生きと働く、そういった環境づくりに向けてぜひいろいろと頑張ってくださいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）いいですか。

○5番（山田みどり）はい。

○議長（安原賢一）ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第13号 中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 中之条町印鑑条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 中之条町手数料条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 四万清流の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 中之条町六合簡易水道事業の設置等に関する条例制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 中之条町特別会計条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 中之条町高齢者センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 中之条町尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第28号 六合診療所指定管理者の指定について

○議長(安原賢一) 日程第3、議案第28号を議題とします。

この議案についても去る5日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長(安原賢一) 別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、採決に入ります。

議案第28号 六合診療所指定管理者の指定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長(安原賢一) 日程第4、議第1号議案を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

小栗芳雄さん、自席にて発言願います。14番、小栗さん

○14番(小栗芳雄) 議長から発言の許可をいただきましたので、議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

改正の内容は、今年度人事院勧告及び県人事院会勧告で期末手当支給率を0.1月引き上げるという勧告がなされたため、勧告を尊重した中で町特別職と同様、議員の期末手当の引き上げをお願いするものです。施行については、令和5年12月の期末手当から変更したいというものです。議員各位のご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

では、討論はなしということで、お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安原賢一）起立多数です。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 陳情第3号・陳情第4号

○議長（安原賢一）日程第5、陳情第3号及び第4号を議題とします。

お手元に陳情審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査経過の概要について報告を求めます。

陳情第3号について、文教民生常任委員長、山田みどりさん、自席でお願いします。5番、山田さん

○文教民生常任委員長（山田みどり）

陳情審査報告書

議長の命によりまして、令和5年12月定例会議において文教民生常任委員会に付託された陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、12月8日、9時30分から第一委員会室において、委員5名、町長、議長、関係課長、職員出席の下開催し、陳情第3号について審査し、「趣旨採択」と決定しました。

陳情第3号は、「国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書」で、群馬県医療労連組合連合会より提出されたものがあります。

各委員から意見を聞いた内容ですが、昨年も同様の陳情書が提出されていて趣旨採択と記憶しています。内容については概ね納得できるものですが、細かい文言などを見た時に「すべて」等が引っかかるところがあるので趣旨採択でよいと思います。

国の施策が賃上げをしろということになっています。コロナ、インフルエンザも含めて医療労働者に対するウエイトが非常に高くなっている。賃金や労働条件は底上げをするのが基本だと思いますので、中身はそうだと思いますが、団体のスタンスもある気がしますので、趣旨採択でよいと思います。

陳情の趣旨はもっともだと多くの方が感じると思います。労働している方、あるいは施設側からすれば、当然このようにして欲しいと思うのは当然だと思います。一方で介護施設に入所している家族の負担など考えると、介護報酬を上げると、その負担も上がっていくので、なかなか診療報酬や介護施設の介護報酬を上げるとそういったところにもつながっていく事なので、全部が陳情どおりでは難しいと思う。採択するならば、実現可能なことが採択の中身に必要な事なので難しいと思いますが、内容はわかるが、これを行うことで一方では住民の負担にもなりますので、診療報酬、介護報酬を上げるのではなくて、違う方法で国が考えていくべきだと思う。

私も皆さんと同様で、心情的にはよくわかりますし、コロナの時の献身的な介護等もほとんど寝ないで対応されたり、その方々のおかげでコロナの拡大が抑えられたことは十分理解できます。内容がもっと解かりやすいように検討していただければと感じた。二つの陳情項目の「すべてのケア労働者」「すべての医療機関」となると、まだ検討が必要かなと思い、趣旨採択でよいと思いますなどの意見が出されました。

採決を行い、「趣旨採択」4名により「趣旨採択」に決定しました。

以上、文教民生常任委員会に付託されました陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

陳情第3号について採決します。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。

お諮りします。

令和5年陳情第3号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、令和5年陳情第3号は趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情4号について、産業建設常任委員長、関美香さん、自席でお願いします。7番、関さん

○産業建設常任委員長（関 美香）

陳情審査報告書

議長の命によりまして、令和5年12月定例会において産業建設常任委員会に付託された陳情の報告を申し上げます。

当委員会は、12月13日、午前9時30分から議場において委員5名、町長、副町長、関係課長、職員出席の下に開催し、陳情第4号について審査しました。

陳情第4号は、六合地区区長会であり六合第12区長から出された「道路施設整備陳情書」です。

各委員から意見を聞いた内容ですが、この度の陳情書ですが、国道292号線の該当箇所は、やはり観光シーズン、特にビエンナーレ開催時には、本当に多くの車が行きか、地元の皆さんも生活道路として利用する道路です。実際、私も何度も行き来する中で、大変見通しが悪く危険を要する箇所との認識があるので、地元の皆さんの意思を反映して、採択でいいと思う。

私も同じく採択でいいと思う。

この場所については、以前にも話があったと思う。以前、土木事務所へこの委員会で、その年の工事箇所の説明を受けに行った時、当時の六合地区の議員さんが、この場所について道路改良をお願いしたことを覚えています。この箇所については、随分昔から話があったようですが、当時と違って地元の協力も得られる状況になったことも、前議員さんからその場で土木事務所へ話をしていた事を、覚えています。よって私も願意妥当と思うので、積極的に道路改良を進めていくのが、よろしいと思います。

私も採択でいいと思う。六合地区の区長さん、また六合地区皆さんからの要望で、六合地区全体の要望だと思うので、よろしくお願ひしますなどの意見が出されました。

採決を行い「採択」4名により「採択」と決しました。併せて、意見書案を審査し、意見書の提出について決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。
お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

陳情第4号について採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

令和5年陳情第4号 道路施設整備陳情書について委員長報告のとおり採択とすることに賛成の
諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、令和5年陳情第4号は採択とすることに決定しました。

◎ 日程の追加

○議長（安原賢一）陳情第4号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、この際日程に追加し、議第とすることに決定しました。

議案を配付します。

（議案を配付）

○議長（安原賢一）ただいま配付しました議第2号議案を追加日程第1として議事日程に加えていた
だきたいと思います。

◎ 議第2号議案 「国道292号の線形改良を求める意見書」の提出について

○議長（安原賢一）追加日程第1、議第2号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長、お願いします。

（議第2号議案について、事務局長朗読）

○議長（安原賢一）お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、

提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、直ちに採決します。

議第2号議案 「国道292号の線形改良を求める意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議第2号議案は可決されました。

○

◎ 議員派遣の件

○議長(安原賢一) 日程第6、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

○

◎ 閉会中の継続調査(審査)特定事件について

○議長(安原賢一) 日程第7、閉会中の継続調査(審査)特定事件についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付しました継続調査特定事件申出書のとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、本件を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長(安原賢一) 以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和5年度第2回中之条町議会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時20分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 安原 賢一

中之条町議会議員 劔持 秀喜

中之条町議会議員 小栗 芳雄

中之条町議会議員 原沢 香司